

○議長（木下一己君） 会議に先立ちまして、去る 9 月 6 日に御逝去されました、会計
管理者 故 吉田^{よしだのぶお}伸男 氏に謹んで哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと存じます。
皆様御起立願います。

（起 立）

○議長（木下一己君） 黙祷。

（黙 祷）

○議長（木下一己君） 黙祷を終わります。
御着席ください。

午前 9 時 5 9 分 開議

○議長（木下一己君） ただ今から、平成 27 年第 3 回下川町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8 名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりであります。

○議長（木下一己君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定により、5 番 大西 功 議員
及び 6 番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 18 日までの 3 日間にしたいと思いますが、御異議あり
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 18 日までの 3 日間に決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 3 諸般の報告を行います。

報告事項は、御手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 4 行政報告を行います。

町長。

○町長（谷 一之君） 行政報告を行う前に、本定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

日一日と秋も深まりつつある季節になってまいりましたが、議員の皆様には時節柄御多用のところ、本定例会に御出席を賜り、心より感謝申し上げる次第でございます。

ただ今、開会前に議長の御配慮により、故人となりました会計管理者 吉田伸男さんの黙祷をささげていただきましたが、将来のある真面目で勤勉な職員を失い、私としても、そして職員にとっても無念の極みでございます。今後は、吉田さんの意思をしっかりと受け止め、職員一同、行政執行に努めてまいる所存でございますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただく議案は、条例案件 3 件、単行案件 8 件、予算案件 4 件、認定案件 2 件、同意案件 2 件、報告案件 1 件の計 20 件であり、そのほか 2 件について行政報告をさせていただくところでございます。議員の皆様には、議案審査に当たってさらなる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告をいたします。

一点目でございますが、本年度の主要建設工事につきまして、8 月末現在の進捗状況を御報告申し上げます。

参考資料として、主要建設工事進捗状況を添付してございますが、これまでに 6 回の建設工事入札を実施しており、主要建設工事の予算額に対しまして約 84%を発注し、進捗状況は約 72%となっております。

なお、これまでの主要建設工事の発注額は、土木工事が 27 件で 2 億 9,775 万円、建築工事が 12 件で 2 億 5,389 万円、その他工事が 8 件で 4,890 万円、合計 47 件で 6 億 54 万円となっております。

以上申し上げまして、平成 27 年度主要建設工事の進捗状況の報告といたします。

二点目でございますが、日欧都市政策対話事業におけるモデル都市への参加について、御報告申し上げます。

本事業につきましては、日・欧の都市間交流を通して、高齢化社会と人口減少に対応した低炭素都市・地域づくりを目指す「欧州委員会地域・都市政策局」の事業でございます。なお、日本側の協力は国土交通省となります。

事業の目的といたしましては、人口の変化に対応した活性化の推進や低炭素な地域づくりを目指すものであり、事業内容につきましては、日本及び欧州の各 4 都市において、合同会議や視察、ウェブサイト上での情報交換を行い、知識・情報の共有により、今後の政策への反映や地域が抱える喫緊の課題解決に結びつけようとするものであります。

選定を受けた欧州側の都市は、「スウェーデン ベクショー市」「ドイツ ライプツィヒ市」「ブルガリア ブルガス市」「ラトビア リガ市」。その一方、日本側は「下川町」のほか、「北九州市」「熊本市」「富山市」であり、本町におきましては、「スウェーデン ベクショー市」と親交を図ることとなりました。

ベクショー市は、2030 年までに「化石燃料ゼロ宣言」をした自治体として知られ、積

極的に環境貢献活動に取り組むなど、欧州で最も環境に優しい都市と言われております。

既に、8月31日と9月1日の2日間、東京において「第1回日欧都市交流会議」が開催され、本町からは武田副町長が参加し、会議終了後、ベクショー市の4名の関係者が下川町を訪れ、森林施業の現場や木質バイオマス活用施設などを視察したところであります。

今後の交流予定につきましては、11月中旬に第2回目の「日欧都市交流会議」が欧州で開催され、その後、交流都市ごとに別れ、現地視察等が行われる予定であります。

主催者から下川町へ5名の参加依頼がきており、今後、人選等を進め、有意義な現地視察となるよう努めてまいります。

また、参加に係る旅費等の経費につきましては、基本的に主催者側が負担することとなっておりますが、日程などの詳細が決まっていないことと、本町の旅費規程なども考慮し、旅費・経費の一部を下川町の旅費負担分として予算計上させていただいております。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

以上で終わります。

○議長（木下一己君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第5 一般質問を行います。

今回から議論の活性化と散漫防止のため、一回目の答弁書を質問者に配付をしておりますので、再質問以降、趣旨を明確にするとともに、明瞭簡潔な答弁を求めます。

それでは、御手元に配付いたしました質問要旨の順に発言を許します。

質問番号1番、2番 宮澤清士 議員。

○2番（宮澤清士君） おはようございます。一般質問の前に、この度の東日本を襲った記録的な大雨などで各地に大きな被害が発生したことにより、不幸にして亡くなられた方の御冥福を祈るとともに、被災地の皆さんに心より御見舞いを申し上げ、一日も早い復興を心より願うところであります。

それでは、通告に基づきまして、一般質問を行います。

森林管理道の維持管理等についてであります。

現在、下川町は、森林産業特区の具現化を推進し、木材の安定供給により雇用の確保と創出などによる地域の活性化とともに、森林バイオマスなどの資源を活用しバイオマス産業都市構想の具現化に向けた取組を推進しているところであります。

このような中、町は町有林の森林整備を進めてきていますが、整備された林道の雑草及び支障木などの刈取り除去がなされていないところと、側溝が土砂で埋まってしまっている路線が見受けられます。一方、私有林の林道においては林家の高齢化等により、このような管理作業が手付かずの状況下にある森林がかなりあることが推測されます。

また、森林所有者の森林まで行く過程の道路…公道も含めてでありますけれども、大雨などの影響で浸食され、現地に入ることができない状況の森林があると聞き及んでい

るところであります。

そこで、町有林・私有林を含めて、あつてはならない万が一の災害対策のためにも林道の環境整備が必要であり、森林産業特区の具現化実現のために、適切な森林の維持管理の徹底に向けて、次の点について質問します。

一つ目といたしまして、町有林林道の笹などの支障木の整理と、道路側溝の整備点検。

二つ目に、私有林における林道の支障木の整理と、道路側溝の整備に係る経費の助成であります。

以上二点について、町長の所見を伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 宮澤議員の「森林管理道の維持管理等について」の御質問にお答えしたいと思います。

下川町が進めております森林総合産業を強力に推進していくためには、基盤となる森林整備の推進と搬出される主伐材・間伐材の有効利用、未利用資源の活用による森林バイオマス産業の取組が大変重要でございます。

その実現に当たっては、森林内に開設されている町道や林道など、路網の維持管理は重要で、安全性と効率化による低コスト林業の推進には欠かせないものであり、さらに、森林災害などの早期対応に必要であると認識しているところであります。

一点目の「町有林林道の笹など支障木の整理と、道路側溝の整備点検」についてであります。町有林、私有林など森林内に開設されている主要な町道や林道については全線で草刈りを実施し、法面などに繁茂する支障木についても状況に応じて整理しているところであります。

また、道路側溝や路面排水設備についても定期的に点検し、必要に応じて整備しているところであります。

二点目の「私有林における林道の支障木の整理と、道路側溝の整備に係る経費助成」についてであります。町道や林道とは別に、森林を整備するためのいわゆる作業路への整備経費の助成については、森林所有者の要望など関係機関とも協議して、その在り方を調査検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 今、質問内容について町長から答弁があったわけなんですけども、私、先の一般質問で…何年か前なんですけども…一般質問の通告の中でも言うように、災害も含めてということなので、ちょっとその点については触れてはいなかったんですけども、ちょっと触れたいと思います。

先の一般質問で、町有林に防火水槽などを新設してはどうかという質問をしたところ、

溪和森林公園、町有林内で10か所ほど沢水を利用した防水池などを設置していると答弁があったところです。その防水池はその後どのように管理をしているのかを聞きたいと思います。

その質問の際ですね、災害対応に最も重要なのは林道の開設、そして維持管理について継続するとのことであったと思います。林道の開設については継続して行っておりますけれども、既存の林道の維持管理ですね、これは、今、答弁の中にもあったんですけれども、行っているということなんですけれども、本線は行っているように見受けられます。支線についてはあまり手が付いていないのではないかなと思います。そして、本線についても支障木が大きくなったら…そのままになっていて、機械で刈るものですから、小さい支障木であれば一緒に刈っていくんですけども、条件の悪い所は機械で刈れないのでそのままになっているようなところがあるのではないかなと、また、そのように聞いております。

そのことがですね、昨年のような大雨が降った場合に、その支障木に雑草などが溜まってですね、それから結局二次災害へと発展していくのではないかなと思っております。

そういう意味で、既存の林道の維持管理は特に必要でないかなと思います。そして、小さいうちに処理しておけば、それほど時間も掛からないで、作業員がブラシカッターで小さいうちに刈れば、簡単に刈り取れるのではないかなと思っております。そうやって整備を進めていくことが今後のバイオマス資源の有効活用ですね、それを進めていく上からみても林道の維持管理は非常に必要なことと思います。

そしてまた、今現在、町有林内に放置されております追い上げ材などですね、これについても集めるコストが掛かるからそのままになっているのではないかなと思います。偶然僕の見たところでは、追い上げ材等、そういうものが置いてあるところが目に付いたから言うわけでありましてけれども、今後の森林バイオマスを集める観点から立ってもですね、そして災害を未然に防ぐためにも、是非、林道の維持管理に力を入れて、徹底的に行ってほしいと思います。

それから、私有林についてですけど、現地に行きたくても結局車が通れなくて…あそこに山があるんだけども行けないというような状況があると思います。そして子供が来たんだけど、山を見せてやろうと思っても、結局そこに行く術がないというような場所があるように聞き及んでおります。

それから班溪の方なんですけれども、町長も知ってのとおりだと思いますけれど、道道が途中で工事が終わってますよね。道はそのままにしてあるわけなんですけれども、結局舗装が切れて、その上の方に行って、道路の浸透柵というんですかね…雨水を処理する柵…正式な名称はちょっと忘れましたけれども、それがむき出しのままになっている。

あのまま知らないで車で通行していれば、非常に危険な状態ではないかなと思います。そういう面も道と掛け合って、あの道路を道が管理できないのであれば町に管理をさせていただくというような、そういう要望もしていってほしいと思います。現にそのように、山があそこにあるんだけど、そこに行きたくても行けないという山が結構あると聞いております。

それからですね、私道の林道の草刈りについても、慣れた作業員であれば一日に300mや400m刈るのではないかな…それ以上刈るのではないかなと思っております。そしてそ

の経費も一日2万円か3万円…一人当たりですね、それぐらいで終わるのでないかなと思います。ですから、その程度のお金であれば、上限を決めて3分の1になるか2分の1になるか知りませんが、そのへんの助成もしてですね、私有林をきちっと管理していけるようなそういう状況になればいいかなと思います。そのことが結局、これから下川町の森林財産を育成していく上でも重要なことではないかと思います。

その点について、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） ただ今質問をいただきましたが、まず一点目の町有林の災害防止も含めてですが、前回御質問いただきました…防火水槽の設置などを検討してはどうかということをしていただきまして、町有林としまして車両が入っていける…緊急車両が入っていけるような平坦なところにある沢ですね、そこに可能な限り土のうを積んで一時的に水を溜めれるような措置をしたことがございます。ただ、経年とともに、土のうについても木が生えてきたりとか、草が繁茂してきたりとかしまして、最終的にはそのままの状態になっているのが現状でございます。

また、二点目の、既存林道の管理はなされているが、支線についてはどうかという御質問でございますが、支線についても可能な限り車両が通れるように毎年点検、維持管理をしております。町有林については、車両がほとんど通れるようなかたちになってございます。

三点目の、私有林に対する支援ということでございますけれども、森林所有者の方が本来森林整備をして、そして森林を整備するために開設した…いわゆる作業道でございます…これについては森林整備が一旦的に終わるとですね、森林に還すというのが、いわゆる森林整備を進めていく上での考え方の一つになってございますが、ただ森林を見に行く、また、次の森林整備をするための計画を立てる上で、どうしても作業道を通行しなくてはならないということがありますので、そういう時は森林所有者さんと森林組合が現地へ行ってですね、森林整備をするために必要な作業道を再度復活させる。つまり、灌木が生えてきたものについては整備をするということでは森林組合さんと所有者さんが一緒になってですね、そこは整備をしてくれているというふうに考えておりますが、それに対する経費であります、これは需要ですとか、所有者さんの希望、そして森林組合との協議をきちっとしてですね、検討を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） 言ってることは非常によく分かるんですけどね、特に防火水槽などですね、それはあるんだけど…現に先の公区長との懇談会あたりでも出ておりましたけれども、砂防ダムも下川町内にはあると思いますけれども、その砂防ダムの防火水槽があってもですね、そこにあるんですけども、結局それを後々維持管理していくた

めの…そこまでいくための道路などがね、そのへんが未整備ではないかなと思います。

結局そこにはあるんだけれども、そこに土砂が溜まったからといって、その土砂を搬出するためのそういう術がないのではないかなと思います。ですから、今後そのような…せっかく町内に防火水槽…町有林内に10か所ほどあると前は言うておりました。それから砂防ダムも数か所あると思います。その砂防ダムも何箇所か見て、そういうところから聞いたところによりますと、全て埋まってしまって木が生えているような状態だと…支障木が生えているような状態だとも聞いております。ですから、せっかくそういう施設があるのであれば、その施設を後々維持管理するためにもですね、そこへ行くまでの作業道なり、そういう術をきちっと整備するべきではないかなと思います。

それから、先ほど言った中で、一つはパンケ線の…道道のですね浸透枳ですか、コンクリのあれが、そのまま整備が途中で終わっているものですから、それがそのまま浮き出ているところがあるんですけども、それについても今後どのように道に要望してですね、下川町で管理をするような方法が取れないのかどうなのか、そのへんの答弁がちょっと漏れていたと思いますので、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 道道パンケ風連線につきましては、途中で事業が終了しているところでございます。今の箇所の部分については私確認しておりませんが、その突きあたりの部分につきましては近くの草地、また森林の関係者と打合せして、できるだけ近くまでは開放しているというかたちを整っていると思います。仰っている部分につきましては後ほど確認をして、北海道の方と打合せをしていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） その点についてはよろしくお願いしたいと思います。

それからですね、先ほど申しました防水池、それから砂防ダム、そういうところに行く道路ですね、そういうものを今後とも整備する、そういう計画はあるんでしょうか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） まず、砂防ダムにつきましては、町有林の中では砂防ダムは設置しておりませんが、一部上名寄の方では私有林の中ですがあるところは僕は一つ確認はしておりますが、そこは道路のすぐ横でして、管理的にはできるのかなというふうに考えてございます。それ以外の砂防ダムは私も全体は把握してございませんので、何とも状況的には言えませんが、いずれにしても森林整備、町有林、それから私有林も含めて整備をしていく段階において、さらに災害の未然防止をするという取組において、これは町と森林組合が一体となって森林整備を推進すること

で進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） そのへんはよろしく…整備する…そういう方向で進めてほしいと思います。

それからですね、この頃、全国的にみても、大雨が降って森林が流されて流出するというような、下流域まで流されてきて甚大な被害を与えているという場面を見受けるわけなんですけれども、下川ではまだそういう話は聞いていないんですけれども、やっぱりそういうふうになることは、やはり森林砂漠というかそういうことになっているのが非常に大きな理由だと思います。それにはやはり林道あたりがきちっと開設されていなくて、山の手入れをしたくても現地の側まで行けないと、そういうような状況があつてですね、結局、間伐も山の手入れが行き届かなくて、木が混んでいてですね、それが結局太陽の陽が入らないものですから下草も生えなくて、結局そこで根張りが悪くなって、大雨が降ると森林砂漠というような…テレビ報道で言ってるんですけれども…森林砂漠というような状態になって、一気に雨が降れば流出してしまうと。内地のような急傾斜な所はないんですけれども、またああいう雨の降り方はしないからいいのかもしれないけれども、特にそういう森林砂漠とかそういう状況を未然に防ぐためにも林道の開設、それから林道の維持管理というのは非常に大きな問題だと思います。

それから、昨年も大雨で災害が出たところをみると、結局ですね道路より側溝のほうが高くなっていると。結局側溝の意味を成していないんですね。そして道路が結局川になって流れてしまつて、大きく挟られてしまうと、そういうような状況が起きていると思います。せっかく整備した林道なのですから、そういう道路脇に生えている支障木とか雑草を適切に取り除いてですね、きちっと管理していくことがそういう災害を未然に防いでいく術ではないかなと思っております。そういう意味からしてもですね、下川町はこれから森林バイオマスを利用した熱電併給事業とかいろいろ計画しているわけですから、やはりそういう道路の支障木とかそういうものを全て町の燃料としてですね、そういうものも利用しながら林道をきちっと維持管理をこれからはしていってほしいものだと思っております。

最後に、これから特に林道のですね、そういう整備…整備はしてるということなんですけれども、実際そういう現地に入ってみると、やはりかなり整備がなされていないのかなと思っております。特に林道脇の側溝ですね、そういうものが非常に…見るかぎりでは土砂で埋まってしまっていて、上手く機能していないのではないかなと思います。

そういうことを未然に防ぐためにも、やはり道路脇の支障木とかそういうものを未然に取り除いて、そういうものは町の原料施設に持ってきて、燃料にするなりそういう術があるわけですから、お金も掛かるとは思いますけれども、日頃こまめにやっておけば、後で大きくまとまったお金が掛からないのではないかなと思うことから、このような質問をしたところです。

それから、私有林の林道もですね、これはあくまでも個人のものだということじゃなくて、やはり今、若い世代が森林に興味を示さなくなっております。やはり町が進めてい

る山づくりを理解してもらうためにも私有林の道路とかそういうものも…整備が終わったらまた山にかえすのでなく、やはりせつかく付けた林道なんですから、そういうものもやっぱり林家の人がですね整備しやすいようなそういう方策を是非進めていってほしいと思います。

そのへん何か考えがあれば町長の方から聞かせてほしいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御指摘、そして御提案いただきました数々の内容等につきましては、自然災害に対応するためにも、そしてまた未然に防止するためにも、担当課がしっかりと把握しながら、民間事業者の方々に協力いただいてですね、必要な箇所は優先順位を付けながら対処してまいりたいと思います。財源の問題もございますので、そのへんはしっかりと、どれが必要でどれが後回しでもいいのかとか、そういう順位をしっかりと付けてこれから対応してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） それでは、今申されたことを是非実行に移してほしいと思います。以上で私の質問は終わります。

○議長（木下一己君） これで、宮澤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号2番、4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） それでは、事前通告いたしました、大きく三つの点について、一問一答方式により質問いたします。

まず、一点目、携帯ゲーム機やスマートフォンを始めとするデジタル・メディアとの関わりについてお伺いします。

今やデジタル・メディアとの関わりなしに一日を過ごす人は、ほとんどいないのではないのでしょうか。ここで言うデジタル・メディアとは、テレビ、ビデオ、テレビゲーム機、携帯ゲーム機、パソコン、スマートフォン、インターネットなどのことです。

その便利さ・楽しさと引き換えに、極端な例では脳を破壊してしまうことが、最新の脳科学研究で明らかになってきました。

インターネット・ゲーム依存の問題が、日本以上に深刻な状況だった韓国・中国では、児童の使用に対して国家レベルで規制が行われ、成果を挙げているそうです。

北海道でも「どさんこアウトメディアプロジェクト」によって電子メディア…私の言うデジタル・メディアとほぼ同義だと理解しております…への接触時間を見直そうという取組が行われています。

そこで町長に次の二点についてお聞きします。

一点目、デジタル・メディアの危険性に対する認識。

二点目、本町において、町民がデジタル・メディアとの関わりによって心身の健康、仕事や学業、人間関係などに影響が出ている事例はあるのか。

次に、教育長に次の点についてお聞きします。

町民のデジタル・メディアとの関わりへの対策の現状と今後について。

以上、お尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 奈須議員の「携帯ゲーム機やスマートフォンを始めとするデジタル・メディアとの関わりについて」の御質問にお答えしたいと思います。

一点目の「デジタル・メディアの危険に対する認識」につきましては、近年、デジタル・メディアの急速な発達と普及により、利便性が高まった反面、幼少期におけるデジタル・メディアへの過剰な接触が、社会的・情緒的な発達に悪影響を与えているとの研究結果が公表されており、各種メディアを通じて広く知られているところでございます。

長時間のデジタル・メディア接触によって、子供たちの学力をはじめ、健康面や人間関係への悪影響が懸念されていることを課題として、認識をしているところであります。

二点目の「本町における町民がデジタル・メディアとの関わりによって心身の健康、仕事や学業、人間関係などに影響が出ている事例はあるのか」についてでございますが、現状では、町民の心身の健康、仕事や学業、人間関係などへの影響について、デジタル・メディアとの関わりや因果関係などの調査等を行っておらず、現在のところ、事例等の把握はしていないところであります。

私に課せられた質問につきましては以上でございますので、この後、教育長が引き続き答弁を申し上げます。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 御質問の三点目の「町民のデジタル・メディアとの関わりへの対策の現状と今後」につきましては、奈須議員の先ほどの御発言のとおり、北海道子どもの生活習慣づくり実行委員会において、電子メディアとの接触時間を見直す「どさんこアウトメディアプロジェクト」を展開しております。

本町の各学校におきましても、子供たちのデジタル・メディアの適切な利用に関わる家庭におけるルールづくりが促進されるきっかけとなるよう、保護者・児童生徒の学習機会及び学習資料の提供を行っており、さらに「ノーゲームデー」の呼び掛けなどの実施を予定しております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 当初は教育問題、子供たちの発達に関わるテーマとして、この携帯ゲーム機やスマートフォンを始めとするデジタル・メディアについて調査してきたところではありますが、私、調査を進めていくに当たりまして、これは実は子供だけの問題ではなくて、大人も実はもうかなり中毒の症状が出て、社会関係に破綻を来すというところまできております。

最新の脳科学…MR I等の脳の調査によりますと、極端な例では麻薬を使用している人と同じような脳の変化が見られるということで、大変深刻な社会問題に今後ますますなっていくのかなと思っております。そうした意味では、単に教育にとどまらず、町民の健康に関わる問題として、保健福祉サイドでも認識を新たに調査していただきたいと。

そして、この調査を進めるに当たって、やはり親ですとか兄弟関係でも、年長者が家庭でそうしたメディアの接触時間が長いと、次の年下の子供にどんどんそれが連鎖していくということで、やっぱりくい止めるには大人の行動から変えていく必要があると私は認識しているところです。

それには、やはりメディアに対してどう関わるか…近年やはりインターネットの普及に伴って、様々な情報が自分で入手できる状況にある。そうした中にはメディア教育ですとか、メディア・リテラシーといいますが、メディアに流れる雑多な情報を評価、識別して、自分で判断し、取捨選択していく能力の発達、教育も必要な状況になっているかと思います。そうした総合的な観点から考えて、このメディア対策をしなければならないと思っていますところでは。

そこで、今一度、町長にまずお伺いしますが、こうした大人のメディアの状況について、現在は医療機関での診断基準もできているところですので、こうした基準等を参考に町民の実態調査を進める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 先ほど答弁申し上げましたように、まだ実態調査いろいろされてないところもございますので、全国的ないろんな調査されているものも判断材料にさせていただきながら、今後そういうのが必要かどうかというのを検討してまいりたいなと思います。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 今後の課題になると思います。

今回、新教育長制度になりまして、総合教育会議、そして大綱の作成ということになっております。先日、総合教育会議が開催されたと聞いておりますが、そうした総合教育会議ですとか大綱の作成に当たっても、こういったメディアにどう接していくのかということが重要なテーマになると思いますが、先日の会議の中でそうした話題が出たのかどうか。今後どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

まず町長と、教育長にもお伺いできればと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 8月下旬に第1回の総合教育会議が開催されましたけれども、まだ詳細についてはそこまでまだ提案もされておりませんし、策定もまだされていないところでございます。これから大綱の中でそういうようなことが揉まれていくかどうかというのはまた審議していきたいなと思ってます。

また、総合教育会議のほかに教育委員会議というのもございますので、そういうところでまた詳細な議論がされるのが期待されるところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） ただ今お話をいただきました、大人についてもデジタル・メディアとの過剰な接触、これは大いに懸念される部分だと私も認識をしているところでございます。実際に事例としまして、韓国の話でございますけれども、ネットゲームのやりすぎによる過労で死亡者が出たり、またゲームに熱中するあまり育児放棄に至るといったネットゲーム依存が社会問題となっているというような状況もあり、韓国においては年齢制限を設けておりますけれども、16歳以下のユーザーに対しては午前0時から午後6時までの間、ゲームから強制退室させるシャットダウン制度を導入し、効果を挙げているなどという情報もございます。

今回、御質問の中にもございましたが、どさんこアウトメディアプロジェクトの中でも、やはり大人、子供双方デジタル・メディアとの接触が増える現状の中、特にやはり憂慮すべきなのは子供ではないかなというふうに認識をしております。

今回、全国統一の学力検査の中で、そういった生活状況についての調査もございまして、小学校6年生、それから中学校3年生、それぞれデジタル・メディアとの接触状況の調査はしているところでございます。小学校につきましては、全道全国平均よりも接触時間については総じて下回っているんですけれども、中学校3年生の調査においては、全国平均を大きく上回っているというような現状もございます。そういったことを鑑みまして、教育大綱の中で、今、検討段階でございますけれども、大綱でございますので細かな事業までの盛り込みについては予定しておりませんけれども、特にそういった過剰なデジタル・メディアとの接触についての配慮は当然重要でございますし、また今後、学校教育においてもＩＣＴ教育などもですね、一つの学習ツールとして考えておりますので、そういったものにつきましては、特に子供さんたちの健康や精神面の発達に配慮した導入、また、現場の教員の皆さんの指導のしやすさ、こんなところを十分検討して、導入について検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） ただ今の教育長の答弁の中では、韓国の事例ですとか、北海道

の子供の実態調査も踏まえた、非常にこの短期間の中で調査していただいていますと心強く感じるところでございます。

それで、やはり具体的にどう対策するかということがやっぱり肝心だと思っております。北海道ではノーゲームデーということで呼び掛けているんですが、このノーゲームデーというのがゲームを全て否定するののかというかたちで、やっぱりゲームが好きな人たちから猛反発を食らって、最近でいいますと炎上に近いような状況がございます。

ノーゲームデーというのが趣旨として何を狙っているのかという具体的なところをお聞きしたいなと思っております。このデジタル・メディアとの接触について調べているうちに、実はデジタル・メディアの接触時間が2時間以上超えると、やはり学力が低くなる。そして逆にですね、強制的に禁止されて0時間というような子供も実は学力が低くて、その中間の2時間未満で自分である程度コントロールしてですね、制限をかける中で…その制約の中で楽しみながらゲームと接している子供については学力は実は高いという調査結果も出ております。なので、いたずらにゲーム全てを禁止にするのはいかななものかなと。ゲームと一口に言っても、それこそスポーツだってゲームと言いますし、様々なものがある中で、このノーゲームデーという呼び掛けで何をやっていこうとしているのか、そのへんについて伺います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） ただ今、示唆に富むお話をいただいたところでございます。

まず、ノーゲームデーにつきましては、いろいろと誤解もあるようでございまして、このノーゲームデーの取組につきましては、家族や仲間と一緒に楽しむことのできるボードゲームなど様々なタイプのものがありますので、ゲームは良くない、ゲームを排除しようなどと呼び掛けをするものではないということで、道教委の方でもネットに掲載をしているところでございます。これはやはり過剰な接触は悪影響が大いに懸念されるという背景を基に、生活習慣づくりが大切なことではないかなというふうに思っております。そのためには、知育、徳育、体育を推し量っていくために、子供の生活の基盤でございます家庭、保護者の監護、生活習慣を整えるためには大変重要なものであるということ。また、学校生活、家庭生活双方でございますので、密接な連携の確保が求められているというふうに認識をしております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） ゲームと一口に言っても様々なものがあるので、代替案として示していくということが大事かなと思っております。

私はやはり特にですね、外遊びというものを、今、改めて子供たちに促していく必要があるのではないかと。やはりメディアへの接触時間が長いというのは、裏返しで今まで外遊びで過ごしていた子供の時間がそちらに奪われているということかなと考えます。

そして、その外遊びの時間が短いので体力が低下している。それが実は中学校になってきますと、本格的に部活が始まった時にいろいろ怪我だとかですね、部活でもう全て

体力を使ってしまって、その後の勉強まで繋がらない。学習の集中力だとか意欲の低下にも繋がってくる。それが今度また学力の低下にも繋がってくるという悪循環になってるのではないかなと。ですのでやはり体力の低下を防止して、外遊びをやっぱり充実する必要があるかなと。

振り返りますと私、1973年生まれ、高度経済成長真っただ中で生まれ育った中では、子供がたくさんいて、縦社会の中でガキ大将がいて、そしてそのガキ大将をトップとする子供たちの縦社会の中でいろんな遊びを吸収して遊んできたなど。そういう中でいろんなルールも人間関係も覚えました。ところが今の子供たちは、なかなかそうした縦社会で伸び伸びと遊ぶような状況にはなくて、やはり外遊びを推進していくには、近年子供を取り巻く環境も危険が高まっておりますので、やはりガキ大将役として見守る大人の配置がまずは必要なかなと。それがある程度慣れてくれば、子供たち同士の中でガキ大将的な役割が生まれて始まるのかもしれませんが、まずはガキ大将的な役割の大人を配置する必要があるのではないかと考えてます。これについては、東京ではプレーパークというかたちでですね、そこに自由に遊びに来て、怪我と弁当は自分持ちみたいなかたちでですね、子供たちが伸び伸びと遊べる、そこにプレーリーダーという方がですね…それは親がお金を出しあったり、行政がそれに補助をしたりするかたちで、ガキ大将役のプレーリーダーが子供たちの見守り役として外遊びをどんどん積極的に促すという仕組みがあります。

また、近年、高齢化社会の中で、元気な高齢の方、仕事をリタイアした方も増えている中で、高齢の方を中心とするようなボランティアの見守りもあるのではないかと。下川町はですね、介護アクションポイントを応用するかたちで、今、児童クラブだとかの子供の遊び相手だとかにそのポイントを割り振るような施策も取り組み始めておりますが、そうした進捗状況も含めてですね、子供たちの外遊びを促す大人の体制について、教育長にお伺いします。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。

まず、子供たちの外遊びの件のお話でしたが、例えば、一例としましては、キッズスクールという展開も行っております。これは学童がキッズスクールに通いまして、特に農業体験を行ったりですとか、制作ものを行ったりですとか、木登りを行ったりですとか、スポーツを行ったりというような展開を行っております。ちなみに昨年度の実績でございますが、年間65回行いまして、1,286名の学童が参加をしております。さらに、児童室のほうでございますが、児童室のほうはどちらかというと中で遊んでいるケースが多いんですけども、参考までに、通所いたしますと今日の宿題をやっているという、それから遊びに入っていただくというような生活習慣づくりの一助となるような対応をさせていただいております。幸いですね、昨年から町民会館の方に児童室、児童クラブが移設をされまして、利用者が急増いたしております。平成25年度が年間約8,000人程度…述べですね、それが昨年度については12,906人というふうに伸びております。また、図書室がちょうど町民会館の1階になったということもございまして、図書室

の利用も急激に伸びているというようなこともございます。また、奈須議員さんの経験の中で、縦社会のというお話がございましたが、特に各種スポーツ少年団であるとか、スポーツ以外の少年団もございますけれども、そういった活動の支援、こういったものについては、やはり子供の情操を育んでいくために大切な事業であるという認識をしておりますので、今、示唆に富むお話をいただいたことを参考にしながら、今後、事業の推進に進めてまいりたいと考えております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） 現状でも下川町は、やはり全体を見渡せばいろんな取組がされておりまして、町民会館についても私いろいろ苦言も申しましたが、動き出してみればやはり広々とした場所が大変運動にも役立っていたり、そして図書室の利用も子供たちの姿も多く見かけます。騒音という問題はあるんですが、そういった中で、いろんなことが育まれているとは感じています。

ただ、質問の一番の要点の外遊びということについては、やはりもう一步踏み込めるのかなと思っておりまして、キッズスクールはもちろんですが…週一回程度の中で、他の平日、子供たちがどう過ごしているのかなというのがちょっと気になっております。

公民館でいろんな姿もお見かけしていると思いますが、そういった状況を変える一つの手立てとして、今、安原公園が改修ということで、子供たちの遊び場として新たな活用が見込まれるところですが、前回の定例会でも発言したところですが、安原公園をそういった子供たちの外遊びの環境として積極的に使われるような、ハードの整備だけじゃない、ソフト事業での展開ですね、それについてどうお考えか教育長にお伺いします。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 幸いにしまして安原公園の整備が進んでおりますので、例えば、キッズスクールにしましても、それから児童室の活動につきましても、近隣にございますそういった地域の資源を有効に活用して、それぞれの事業の展開を進めてまいりたいと考えております。この件につきましては、それぞれ現場の指導者ともいろいろな…また課題等も想定されますので、打合せをしながら検討してまいりたいというふう考えております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須憲一郎 議員。

○4番（奈須憲一郎君） このデジタル・メディアとの関わりというものについては、近年、研究の成果を踏まえて急激に社会問題化しつつある問題ですので、それに対して先手を打つことですね、下川町の町民が健やかに、そして能力がそういったことに邪魔されずに開花するような取組を進めていく、そういったところをまともに進めていきたいとは思っております。

それでは、一点目については、ここで質問を閉じます。

では、二点目について、お伺いします。下川商業高校の存続についてです。

先日、7月になります、美術や工芸を専門に学べる工芸科を設けて全国から生徒を呼び込んでいる「北海道おといねっふ美術工芸高等学校」を石破地方創生担当大臣が視察しまして、地方創生に向けて創設した新型交付金を活用して、教育を核とした地域の活性化を進めていく考えを示したとの報道がありました。

本町の重要課題である下川商業高校の存続にとっては追い風のように感じます。

ただ、懸念していることがあります。地域の活性化、人口減対策のための高校存続ありきで、子供たちがその駒として利用されるようなことがあっては主従が逆転で、あってはならないことです。

対処療法、小手先の対策で子供たちを集めるような方法ではなく、自らの可能性を開花させようとする、子供たちに必要とされ、その高校が下川に存在する必然性を見極めることができれば、自ずと高校は存続していくのだと思います。

そこで、まず町長に次の点について見解をお伺いします。

下川商業高校存続の基本的な考え方、なぜ存続が必要なのか、存続することで何を実現するのかといったそもそも論についてお伺いします。

次に、教育長に次の三点について見解をお伺いします。

まず一つ目、商業科のカリキュラムの延長線上で、環境ビジネス・ソーシャルビジネス…これは社会貢献型の事業です…をテーマに、森林総合産業、再生可能エネルギーといった地域特性をいかした授業を地域との連携で行うことについて。

二つ目、評価の高い札幌での販売実習のミニ版を、町内で定期的を開催することについて。

三つ目、インターネットの普及、ICT機器や人工知能の発達により、教育のデジタル化、個別化が進み、在宅学習を中心に通学は年に数日で高校卒業資格が取得できるインターネット高校が誕生するなど、激変する教育環境への対応について。

以上、お伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 奈須議員の「下川商業高等学校の存続について」の御質問にお答えをしたいと思います。

一点目の「存続の基本的な考え方」につきましては、高校が地元にあることで、生徒の将来の進路の選択肢が広がり、卒業後の進路や夢の実現に役立つこと、また、地域との関わりの中で、下川町への愛着・郷土愛を育み、地域の将来を担う人材育成の場として、さらには、地域の行事の参加など、地域の活力の維持に繋がることなど、大変重要な役割を担っていると考えております。

以上のことから、下川町唯一の高等教育の場として、下川商業高等学校の存続は大変重要であると考えており、引き続き存続のための生徒確保に努めてまいりたいと考えております。

私に課せられた答弁は以上でございますので、引き続き教育長からお答えいたします。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 御質問の一点目の森林総合産業、再生可能エネルギーといった地域特性をいかした授業の実施につきましては、現在、森林環境教育をカリキュラムに入れて実施をしております。「森林総合産業」、「再生エネルギー」については、本町の先駆的な取組について、学びの機会を支援してまいります。

続きまして、二点目でございますが、町内での販売実習の実施につきましては、札幌の販売実習に加え、うどん祭りにおいても毎年販売実習を実施しており、今後においても継続して高校と連携して、支援、協力してまいります。

次に、三点目のインターネットによる在宅学習につきましては、学校教育法では、全日制の高等学校において、インターネットを利用した在宅による学習が認められているのは、不登校、療養中の生徒や障害のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対して特例として認められていることで、今の商業高校のカリキュラムにおいては、インターネットによる在宅教育による単位取得や卒業することができないというふうに認識しております。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 存続について、地域としてどう考えるかですが、地元の子供たちの選択肢が広がるだとか、そういった答弁があったところですが、今、学力向上ということを目指して地域で取り組んでいる。そして、極端に言うと、その成果が実って学力がどんどん伸びて、地元の子供たちがどんどん大学だとかですね、やっぱり学業の積み重ねが重要な将来の展望を描いたときに、商業高校ではなく普通科、そして大学という進路を目指すようになる。地元の子供たちの学力は伸ばしたいけど、そうすると商業高校という選択肢は狭くなるのではないかと、そういうジレンマがあると思いますが、そのことについてどうお考えなのか。地域の子供たちだけを対象にしていると、下川商業の存続を先に考えてしまうと、学力はそこそこでいいのではないかとというようなことを仰るような方もいらっしゃるして、それは子供たちの可能性の芽を摘むことになりはしないかとちょっと危惧しているところです。そういったことについてどのようにお考えか。これは教育だけではなく、地域の活性化も含めたことのなかで判断しなければならないことなので、町長にお伺いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 冒頭、答弁いたしましたように、やはり地域全体で商業高校をしっかりと守っていくというのが大前提でありますけれども、いずれにいたしましても人材育成の場であるというのが基本であると思います。道立下川商業高校の歴史をいろい

ろみてみますと、当初は名寄農業高校からの分校から始まり、普通科、そして商業科と移行してきたわけでありすけれども、いずれにしてもこれは道立というかたちで推移してきておりますので、下川町として…要するに地方財政法の関係からいったら、いろいろとこちらから介入していくというのは非常にハードルが高いものがあります。ただ、今の現状を見てますと、サテライト校になり、そして今年度の入学者数も21名という非常に厳しい状況でございますので、今後その商業科というのが果たしてこれからどれぐらい維持していくことができるのかというのは、これは十分検討に値するのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、道立高校であるということが一つの糧でございますので、このへんも道教委としっかり協議をしながらですね、今後の検討課題にしていきたいと思います。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 道立高校であるということによっての地域との関係性の制約があるというのは認識しております。それで、やはり現在の日本、少子化ということもありまして、地域の子供たちだけを対象にしている生徒を集めるのは困難な時代にあります。かといってジャンプ留学などをはじめとして、やはり近年どこも人材は地元から手放したくないということで、なかなか人集めも難しいと。ですがやはり子供の能力開花を第一に思えばですね、これだけ全国的に…今や世界にも名を轟かせようとしているような下川町の先進的な取組の中で、そうした取組と連動して実学を学べるようなカリキュラムが下川町に備わっている。そしてこれだけいろんなチャレンジをしている下川町で過ごすこと自体が非常に価値があるということをですね、保護者、生徒の方に認識していただければ、下川商業高校というのは選択肢として十分価値のあるものだ現状でも考えております。そういった点で、下川商業の生徒確保に留まらず、下川町の様々な求人についてですね、この環境未来都市というブランドをですねもっと積極的に発信していく必要があると考えております。ただ、現状はですね、求人に際しては下川町では募集していますどまりのなかで、ちょっと勿体ないかなという気がしております。ですので、そういった生徒確保も含めて、下川町というこの環境ブランドを活用していくことについて、町長の見解をお伺いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 環境未来都市だけではなくてですね、ジャンプスキーの先駆的な町であるという…こういうPRも含めて、実は教育長を中心にですね、全道の中学校をいろいろ巡ってですね、生徒確保に向けての営みをいろいろ苦勞していただいているところがございますので、そのへんの内容等については教育長の方にお聞きしていただければと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） ただ今お話をいただきました、環境未来都市として、また実学するのには下川町がうってつけではないかという…趣旨ではないかというふうに思っております。下川商業高校の存続という表現が全面に出ておりますが、これはもちろんでございますけれども、やはり発展するということで支援をさせていただく立場ではないかなというふうに認識をしております。

御承知のように、子供さんの減少に伴いまして、やはりどこの学校もですね、今、全道で約45,000人の中卒者がおりまして、50,000人の受け皿があるんですね…公立高校、私立、高専と含めて。ですから約5,000人が欠員と…単純にですけれどもざっと…そういうのが北海道の状況であります。そんな中で、やはり下川商業高校の魅力を伝えるという、やはり情報発信は非常に重要ではないかと。先般も石狩近郊ですけれども学校回りをしまして、今月末からこの近隣を回る予定にしておりますが、下川商業高校は7年間連続、就職、進学とも100%という実績もございます。また、商業高校という特性の中で、全商の資格が9種類あるんですけれども、そういった資格取得についても、町としても必須の検定については全額補助、選択制のものについては半額補助であるとか、あるいはそのほか入口支援として入学準備金を今年度実績で80,000円とかですね、そういった入口の支援は当然下川町として大切な道立高校を維持発展させるためにということで行っております。

広くこういった情報を知っていただくということでは、今年、上川北部のアンテナショップが東京都中野区の方にできました。「テッショペツ」というところでございますが、そちらの方にちょっと御相談申し上げたら、是非資料を送ってくださいということで、ポスターでありますとか、学校案内、それから町としての支援の概要ですとか、そういったリーフレットなども送信をしているところでございます。

あくまでも町長が申し上げたように、私どもとしては道立高校である下川商業高校を支援するという立場の中で、大切な道立高校を存続、発展のために今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 現状で様々な取組が行われていること、大変心強く思います。

道立高校ということなんですが、やはり町からの積極的な提案というのが不可欠だと考えております。そうした点で、現状でも既に森林環境教育などをカリキュラムに入れるというですね、それは学校側に見れば非常な負担があると思うんですが、こうしたことが既に実現している実績を踏まえてですね、こういった新たなチャレンジを恒常的に研究する研究会を常設してですね、カリキュラムの中に下川のこの取組も入れられるのではないかとすとか、あとやっぱり販売実習というのが非常に下川の道内におけるPRになっていまして、それこそ最近浸透してますフェイスブックなんかでは、販売実習やるよみたいな情報が挙がるといろんな人がそれを共有して、札幌の人がそれを見て駆けつけるというようなことも生まれています。

最近ドラマ化もした事例ですと、伊賀だったと思いますが、「まごの店」ということで、

専門学校の高校生が土日を中心に運営しているレストランがあって、そこが非常に行列ができるほどの賑わいをみせているという中で、下川商業高校でも「まごの店」ということで販売実習が定期的に町内ですとか周辺の行事などで開催されれば、ますますPRにもなるし、子供たちも実学の機会が多くなることによって、高校を卒業した後の実社会ですとか、それこそ起業化にも繋がると考えます。

そうしたことも含めてですね、恒常的に制度を分析しながら新しいカリキュラムづくり、仕組みづくりをしてはどうかと考えますが、その点いかがでしょうか。教育長にお伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。ただ今、御提案いただいたのは、カリキュラムですね…これは学校教育法の中で当然定められたものがありますし、その中で森林環境教育なども下川商業高校は本当に熱心に取り組んでいただいているところでございます。また、その支援の方法についてもですね、いろいろと研究を重ねて、より有効な方向性というものを見出すべきではないかという趣旨ではないかなと思います。

それについては、高校側とも十分協議をしながらですね、十分に検討をしながら有効な手立て、下川商業高校…道立高校でございしますが、やはり多岐にわたる可能性を持った子供たちが集って、その進路についてですね充実した生活を送ってもらえるように今後とも支援をしてまいりたいと。また、カリキュラムの特例などについても確かにあるんですけれども、これについては道立高校本来の商業課程としてのものがございしますので、今そこから踏み込んでということはちょっと私考えておりません。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 今後の検討、推移を見守りたいと思います。

この点については最後の質問にしたいと思いますが、インターネットだとかで教育の環境がどんどん変わりつつあると。大学についてもインターネットだけで卒業資格が取得できるという仕組みもできております。私が言いたかったのは、下川商業高校にそれをやれということではなくてですね、そういった目まぐるしく変わる環境の中で、下川商業高校がどういうふうに位置付けられるのかという、それがやはり強みは実学だと思っております。インターネットなどで学習できることは知識に過ぎないと。やはりいろんな人が顔を合わせる中で実際に対話したりですとか、実際に物を売ったりですとか、そういう中で身に付けるもののほうが非常に豊富であるという中で、そういったインターネットなどで今後家庭学習をする子供も増えるかと思うんですが、そういった子供たちが、夏場だとかですね、スクーリングというかたちで下川町で実習をすると。あとはですね、大人も含めて、下川に興味を持っている人達が一緒に学ぶ場として商業高校を位置付けてはどうか。前回の定例会の一般質問の町長とのやり取りの中で、コミュニケ

ーション (Communication) のコ…Coですね…の意味の説明が町長からありました。それは共にという意味で、コラボレーション (Collaboration) だとか、いろんなところに使われてますが、今、コラーニングですとかコワーキング…一緒に学ぶ、一緒に働く、それはやっぱりいろんなものが孤立化していったって、一人で勉強できちゃう、一人で仕事ができちゃう、個人でフリーランスで仕事をする人も増えている、ですがやっぱりそれだと孤立したり、やはり一緒に何かプロジェクトを実施するということが有益なので、そうした普段は個々に活動している人達が一緒に働いたり、一緒に学ぶ場として、コワーキングスペースですとか、コラーニングスペースというのが設置される動きにあります。

そうしたコワーキングですとか、特にコラーニングですね、町内でも普段は自分で通信教育で勉強している人だとか、そうした人達が共に学ぶ学び場としてですね、商業高校を位置付けて、そういったいろんな人たちの出会いが、また高校生たちを成長させる、そういったコラーニングのスペースとして下川商業高校を位置付ける、そういった方向性の検討もいかがかとは思いますが、その点、教育長いかがお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（松野尾道雄君） インターネット高校というのは確かにあるわけなんですけれども、特に私が認識しておりますのは、アスリートですとか、芸能活動を行っている方ですとか、特に定期的な通学が…なかなかそのアスリート活動、あるいは芸能活動などにかかる時間がございますので…困難であるための有効な手立てとして、こういったものがあるのかなというふうに認識をしております。

インターネットについての価値を…これはICTにも通じますけれども、学習ツールとして当然必要なものではありませんし、ただ、御指摘のとおり、やはり孤独になってやっぺてしまいますと、やはり情操を育んでいくなかで、人間関係の構築であるとか、人間形成のなかでいろいろと支障を来すというようなこともいわれているので、奈須議員さんが仰ったように、コラーニングですとか…そういった取組ですね、またそれを通じて下川を知ってもらおうという取組だというふうに認識しております。その点については、商業高校に対してということなんであればですね、御意見として拝聴させていただくに留めさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 商業高校については、先ほど答弁で申し上げましたけども、士別の翔雲高校のサテライトとして位置付けされておまして、二間口が一間口になった時点で教員数も減ってございます。その段階から実はインターネットを使用して、いろいろ授業を画面を通して、士別の教員の方々から指導を受けているという実態がございます。それについては、在宅ではございませんけれども、在学のなかでやっておりますけれども、そういうようなのも一つのステップになっていくんではないかと思っております。

また、全国的にはeラーニングというのがかなり普及してまいりまして、これは家庭

学習でいろんな指導者に直接…在宅のなかで指導を受けるということが、今、非常に広がっております。そういう意味でも、そういうことも研究していく必要はあるのかなと思いますが、現段階では下川町としてはまだそこまでいってないんじゃないかなと思っています。

また、商業高校から離れますけども、小中学校についてのタブレットの所持でございますけれども、これについてもやはり指導する教員の方々のいろいろ意識が変化したり、あるいは技術的なレベルアップがしてこないとなかなか子供たちにハード物だけを持たしてもですね、非常に宝の持ち腐れになってしまいますので、そういうところも含めて、やはりこれからそういうデジタル機器についての使用については十分な研究が必要ではないかなと感じております。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 私もICTの活用についてはですね、非常に有用なものだとは考えてますが、一点目の質問で、やはりメディアの危険性というのを認識を新たにしまして、これについては逆に言いますと、今の最新のICT機器というのは誰でも使えるような設計になっておりますので、必要な段階がくればすぐに使えると。ですからその使う前の段階の教育というものが非常に重要であると思います。それはやはり実体験だと思っております。これだけICT機器が当たり前になるというのが、逆にこうした自然が身近で人間関係が非常に濃密なこの下川という土地が、逆に言うと希少価値があるというか、非常に本来なければならぬものがあるというなかで強みになると考えておりますので、そうした強みをいかしてですね、今後の…下川では一番、高等教育機関である下川商業を中心とした教育体系について、改めて全町的な対話が…議論が盛んになればと思ひまして、こうした一般質問をいたしました。道立高校であることの制約は重々承知しておりますので、あくまでも提案としてお受け止めいただければと思います。

それでは、この点についてはこれで質問を閉じます。

では三点目、木質バイオマス削減効果活用基金の活用法について、お伺いします。

本町では、木質バイオマスボイラーによる経費の削減額を基金積立し、子育て支援事業の財源として活用することで全国的に高い評価を得ています。

この活用法について、新たな提案です。

現状は、幼児センター保育料の軽減措置など行政が用途を決めて執行しているところですが、まず一点目、子育て世帯横並び同額ではなく、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、この趣旨に沿って、低所得世帯ほど手厚くしてはどうか。

二点目、ふるさと納税による寄付金と合わせて引換券化する、これをバウチャー制度といいます。バウチャーというのはこういった引換券のことです。バウチャー制度化して、子育て世帯がその用途を選択できるようにしてはどうか。

三点目、同時にその引換券で利用できる子育て支援事業、例えば、学習指導であるとか、文化指導、スポーツ指導、進路相談、図書購入などを民間、町民からも募集してメ

ニューを増やしてはどうか。

四点目、一部は子供自身の判断で使えるようにし、保護者からの「やらされ感」から主体的な行動へと促してはどうか。

以上、四点について町長の見解をお伺いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 奈須議員の「木質バイオマス削減効果活用基金の活用法について」の御質問にお答えしたいと思います。

木質バイオマス削減効果活用基金の活用につきましては、本年度当初予算における福祉及び教育施策の特定財源として 800 万円を充当しているところでございます。

一点目の「教育の機会均等を図るために低所得世帯への手厚い支援」についてでございますが、幼児センター保育料は、厚生労働省が定める保育料基準を基に、町独自の設定により本年度改正し、大幅な減額を行い、階層ごとに料金を定めているところであります。生活保護世帯を除き、最も負担の少ない住民税非課税世帯の月額 2,400 円から課税世帯で最高額の月額 41,600 円まで全 8 階層により区分をしております。

従前の保育料は、厚生労働省基準のおおむね 5 割程度としておりましたけれども、本年度は従来基準に比べて、約 1 割程度を基金より充当し、保育料を軽減して、低所得世帯に対する経済的支援を講じているところでございます。

また、平成 16 年度から「キッズスクール」を、平成 23 年度からは「ウィークエンドスクール」を実施しておりまして、誰でも参加ができ、また無料で参加できるなど、児童生徒の教育の機会均等を図っているところでございます。

二点目の「使途が選択可能な寄付金等による引換券化」並びに三点目の「引換券による子育て支援」、四点目の「子ども自身の主体的行動の促し」についてでございますが、現在、子供たちの文化・スポーツ活動につきましては、中学校の部活動では各種大会の参加支援や、少年団活動の大会参加に対してのマイクロバスの利用など、保護者の負担軽減を図っているところであります。

御提案のありました教育バウチャー制度につきましては、学校外教育での利用や子ども自身の主体的な行動による使用などを含め、制度設計や財源確保などについて、今後研究し、検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても、多様化する子育てニーズを見極めながら、広い視野をもって、地域の力をいかして、さらなる教育の機会均等を図ってまいります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） まず一点目の部分です。今、総体的貧困というのが新しい考え方として出てきておりまして、日本は高度経済成長を成し遂げて、世界的にみれば非常に裕福な…GNP も高い国として知られているところではありますが、その日本の中で

所得の格差が生まれて、所得の高い人と低い人を比べた時に、相対的な貧困状況にある、そういった世帯が増えている…格差が広がっている。そうしたなかで子供の貧困も生まれていて、極端な例ですと…満足に栄養も摂れないですとか、教育の機会が限られるですとか、そういったことが社会問題化しております。そうした相対的貧困、子供の貧困についての本町の状況について、どのような認識でいらっしゃるのかお聞きしたい。

そして、私がこの一点目で一番主張したかったのは、傾斜配分ですね、累進課税の逆のようなかたちで、所得が低い世帯ほど手厚く配分してはどうか。逆に所得の高い世帯については少額ということではどうかというかたちで、差をつけるような施策を…メリハリをつけてはどうかという趣旨で質問いたしました。

以上、町長にお伺いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 政策的な面でいきますと、やはり弱者を一人でも多く救済していくというのが前提だと思います。ここの答弁にも行いましたように、既に、例えば保育料につきましては8階層にしっかり区分しながらですね、低所得者から高所得者までのいろいろ分類をさせていただいているところでございます。それに網をかけるようにして、バイオマスの効果活用ということで縮減を少しでも…負担のないようにしてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、保健福祉課長から。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 保育料につきましては、既に…去年までは所得税割になってたんですけど、町民税による階層区分に分けられております。そういうふうに保育料が設定されております。大まかに低所得者層、中堅所得者層、高額所得者層に分けられていますが、低所得者層の保育料については、国の基準でも保育料は低く抑えられているところであります。こうした中で、さらに下川町は独自にですね、一律なんですけども6割程度の保育料を減額していると。そして8段階に分かれて、低所得者層ほどですね経済負担を少なくしているような状況となっております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 幼児センターの保育料の件については、現状承知しております。

私がもう一步踏み込みたいのはですね、やっぱり子供たちの能力開花という視点で、保育料が減額されて、例えばその分…浮いた分が何に使われるのかというところですね。

それが保護者の自由な選択に任せられていた場合に、子供たちの教育だとか能力開花に果たして使われるのだろうか。そういった部分で使途の限られたバウチャー…クーポン化ですね、引換券化して世帯に渡すことによって、それが確実に子供たちの成長に使われると。それをより…ほっとけば教育だとかにお金を回せない世帯に手厚く渡すこと

によって、子供たちがそういった教育を受ける機会が均等化されるのではないか。そういった趣旨から質問しております。やっぱり実態として、今、下川でも塾ですとか、英会話の教室ですとか、ピアノだとかの習い事、様々あるところで、そういった所得の格差によって、子供のそういった様々なサービスを受ける機会が限られているのではないか。そういった実態と、そういった教育、学力等の相関について、現状認識をどのようにお持ちか伺います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今、御質問のありました、教育バウチャー制度…これ実は私の公約の中でもうたってございまして、人材の循環という位置付けの中で、こういうような制度も取り入れてはどうかという…ただ、これについては相当研究していかないと、単なる商品券やプレミア券みたいなかたちになってしまう恐れがありますので、十分な研究が必要かと思います。その中で、保護者の人達がどういうところにニーズがあるのかとか、そういうような調査もまた必要ではないかなと考えてます。いずれにいたしましても、教育レベルを少しでも上げていく、あるいはまた教育環境を少しでも整備していくという上では、こういうようなことも必要になってくるのではないかと感じております。

○議長（木下一己君） 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 仰るとおりでございまして、やはり詳細な実態把握、逆に言うところした小さな地域だからこそ詳細な実態把握が可能で、そしてきめ細やかな…直接響くような政策が可能だと思います。抜本的な少子化対策について、以前、一般質問もしたところですが、是非、制度設計等の研究をきちんとしたデータを基にですね、構築していただきたいと思います。それについては、やっぱり実態把握は保護者等との子供たちとの会話も通じたヒアリングが大事かと思いますが、実際みてみますとやはりそういったいろんな夜の会議だとかの場に出れる家庭というのが、実はそういった経済的な事情によって限られてくるのかなとも思いますので、単に会議を開催して意見を聞いたというだけではなくて、やはり行政だからこそ持ち得る情報をきちんと精査してですね、緻密な制度設計、そしてより有効な施策を期待したいと思います。

それでは私の一般質問はこれで閉じたいと思います。最後に町長何かありましたらお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 行政サービスという言葉がございます。過去には公共サービスそのものイコール行政サービスだったわけでありまして、今はやはり民間事業者の協力を得て、領域をしっかりとつくりながら…これは6月の答弁でもいたしましたけれども、領域をしっかりとつくりながら、その公共サービスというのをどうやってやっていくかと

いうこと。その時にやはり自助、共助、公助というその役割もまた必要でありまして、単なる行政だけが支援や補助をしていくだけでは、実は地域の活性化はないわけでありまして、また教育の向上もないと私は感じております。そういう意味では、いろいろとそのへんも検証しながらですね、今後、公共サービスの在り方についても今一度いろいろと検討してまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） これで奈須議員の質問を閉じます。
ここで、13時10分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時33分

再 開 午後 1時 8分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
次に、質問番号3番、7番 春日隆司 議員。

○7番（春日隆司君） 一問一答で三点、御質問させていただきます。

まず第一点、基盤産業の農業・森林総合産業の振興についてでございます。

農業、森林総合産業は、本町の基盤産業であり、地域経済、雇用機会などからしても、その力強い振興とニーズに適応した振興策が極めて重要であるとの認識から御質問させていただきます。

一点目、近年の農業を取り巻く環境の変化、異常気象などを踏まえ、農業者の意向を的確に把握し、将来を見据えた抜本的、総合的な生産基盤整備ときめ細かな支援策が必要であると認識しておりますが、お考えをお尋ねいたします。

二点目でございます。林産業の振興策として、生産性の向上と効率化を図るための生産基盤整備の支援、経営の安定化を図るための総合的な施策が必要であると認識しておりますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「基盤産業の農業・森林総合産業の振興について」の御質問にお答えいたします。

一点目の「将来を見据えた抜本的、総合的な生産基盤整備ときめ細かな支援策が必要であり、その考え」についてでございますが、近年、農業を取り巻く環境や社会情勢の変化、天候不順、集中豪雨などの異常気象などが、農業経営に多大な影響を与えております。

農業生産は気象の変動が、収量や品質に大きく影響を及ぼすことから、安定的な農業生産を維持するためには、災害対策への取組も重要であると考えております。

本町におきましても、昨年8月の大雨など、集中豪雨による農地・農業施設への冠水等被害が懸念されており、出水被害が予測される箇所については、随時対策を進めるとともに、本年度実施いたしました「農地等自然災害防止調査」報告書を基に、計画的な整備を進め、災害防止に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、食料の安定供給や農業の持つ多面的機能の維持と気象変動に対応できる生産基盤の整備を推進してまいりたいと考えております。

二点目の「林産業の振興策として、総合的な施策の必要性」についてであります、循環型森林経営の推進、木材の利活用、路網の整備や森林文化の創造、そして森林バイオマスの推進など、森林総合産業の振興は、本町にとって大変重要な施策であると認識しております。

現在、生産基盤整備や経営の安定化のために、「下川町林業振興基本条例」に基づき支援を実施してまいりましたが、時限施策もあることから、その実績効果を検証し、林業振興審議会や関係機関の御意見もいただきながら、新たな総合的振興策について検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 一点目の農業でございますが、御案内のとおり、下川町の農業の生産基盤につきましては、古く国営事業の圃場整備、総合農地、さらには草地…国営草地等々、時代を先取りするかたちで、ある時はタイムリーに、農家負担の軽減を図り、総合的な生産基盤の整備が行われてきたと思います。その後、時が流れ、当時整備した施設の老朽化、それから付加価値観の対応、自然災害への対応、それから担い手育成の契機となっていくと。さらにはきめ細かな基盤整備、整備済みの農地の簡易な整備など、多様な基盤整備の必要性が増してきていると考えます。

農業者の皆様のニーズに適応するきめ細かな総合的な基盤整備の必要性を調査しながらですね、農家負担の軽減策も含めまして、総合的な戦略を樹立する整備をしていく必要がある時期にきているんじゃないかなと思います。その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ただ今、再質問いただきました、特に基盤整備等についての内容かと認識しておりますけれども、時代とともに農業基盤整備の在り方もいろいろ変わってまいりましたし、下川町も道営事業、国営事業、いろいろ…パイロット事業等も含めて多くの事業が費やされてきたことと思います。それぞれの事業の経過については、今、資料がございませんので説明できませんけれども、いずれにいたしましても時代とともに経過が長くなってきた基盤整備の在り方については、既に施設等も含めて使用が非常にしづらいというかですね、困難なものがあるんじゃないかと感じております。また、さらに現在も道営事業なども含めて、新たな事業等も入ってきておりまして、そう

いうところも加味しながらいろいろと次のステップに向けて検討していくことが必要かと感じております。

いずれにいたしましても、現在、下川町の農業経営者もおおよそ160戸ぐらいと認識しておりますけれども、一番賑わいをみせた時代から比較しますと、相当数減少しております。そういう意味でも、新規就農者を含めた担い手等の対策をしっかりとこれからも対策として進めてまいりたいと思います。

さらに、今求められている総合戦略の中などにも、いろいろとこのへんの施策を政策的に加味しながらですね、これからの農業対策を進めてまいりたいなと思います。

また、詳細については、担当課長のほうから説明いたします。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） ただ今の春日議員の質問の中にありましたとおり、今現在では畜産向けの事業といたしまして、平成25年度から29年度の5か年でですね、飼料生産基盤の整備を行い、畜産経営の安定を図っております。

また、以前にはですね、平成20年度から22年度の3か年でですね、道営中山間の地域総合整備事業…下川地区という、これは耕種向け農家の整備でございまして、地域農業の活性化、それから作業の効率化、そういったものを導入する目的で行っております。

そのほか、今計画しております畜産クラスターですとか、そういった事業に取り組みながらですね、農業生産基盤の推進に当たりたいと考えております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 御答弁がありましたところでございますけれども、申し上げましたとおり、総合的な現状の整備を含めまして、総合的な基盤整備についてニーズを把握しながら計画を樹立していただきたいと思います。もちろん農家負担の軽減というところも大きなことになろうかと思しますので、是非お願いを申し上げます。

続いて、林産業でございます。

林産業におきましても、同じ様に昭和50年代、生産付帯施設設備の支援をしていきました。その後これらを継続したり、現在では5,000万円の上限として、林産業の振興策があるところでございますけれども、これまた施設を整備してから非常に老朽化が激しくなっている、生産性の低下もみられると。そんなところで生産性の向上と効率化を図るための新たな…例えば更新の支援整備とかですね、必要ではないかというふうに考えております。これらについてお考えをお示しいただければと思います。

それからもう一点、森林バイオマスの熱導入、それから担い手、新たな付加価値の加工事業の創造、林業の再編等々踏まえましてですね、これまた地域の林産業のグランドデザイン…もちろん民間企業さんが主体になるんでしょうけども、町としても総合的なグランドデザイン、戦略が必要ではないかと考えておりますので、お考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 既に冒頭の答弁でも行いましたけれども、現在、林業振興基本条例については、時限を迎えるなかで、1年延長して補助してきたという経過がございます。これにつきましても、今、春日議員が仰るとおり、この林業、林産業につきましても、農業と同様に下川町にとってなくてはならない基幹産業でございますので、林業振興基本条例だけではなくてですね、全体的な政策を鑑みながら、これからも林業、林産業、さらには森林政策について汗をかいてまいりたいなど、このように考えております。詳細については、担当課長から説明させていただきます。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 御質問のありました、総合的な林業の振興策ということで、現在、林業、林産業事業体の皆様も含めてですね、関係者から聞き取り調査をしながら、今必要なもの、そして近い将来に必要なになってくるものなども含めて、いろいろと調査をさせていただいております。それらを踏まえて、新たな施策の展開を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、森林バイオマスですとか、担い手の育成支援、そしてそれらを含めたグランドデザインをもった戦略でございますけども、様々な関係者といろんな情報を共有しながら、下川町のあるべき林業、林産業の振興策を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 是非、林産業におきましても、総合的な振興策、基盤整備の考え方を示していただければと思います。

続きまして、第二点目の質問にまいります。積極的な施策展開と推進方法について。

町長は、前町政を「行政と町民との乖離が目立つ」との主張の下で、「住民の意見を積極的に取り入れ、住民参加型の協働によるまちづくりに変えていきたい。住民とのコミュニケーションの場を創る。住民と行政の協働作業。積極的な情報提供、情報共有に努める。」また、「積極的な施策展開を図る。」としていますが、この4か月、5か月の進め方において疑義が生じていると考えます。その点を基にして御質問させていただきます。

一点目、就任後の町長の政策、考え方…道の駅など…については、町民説明会とか、広報とか、記者会見とか、行政報告とか、議会説明とか、様々な手法があるところでございますが、積極的な説明や情報提供は一切行われていない。地元の新聞記者のインタビューによる記事を通して、結果としてですね一部の購読者にしか知らされていない。

このような方法をとられた理由はいかなる方法からこういうことをとられているのかというのをお尋ねいたします。

第二点目、まちおこしセンターについて、4月下旬の…これも地元紙によりますと「関

係団体・企業・公区長連絡協議会などから意見を聞き、本当に地域に求められているものであれば予算付けし、そうでない意見が多ければ再考していきたい。」と示す中で、6月中旬の地元紙によると「道の駅機能の付加を検討して、道の駅の認定に着目して、9月の議会に予算計上する。」と考え方を示されております。住民参加型というものを主張しつつ、その過程、経緯という説明は参加型の方法がとられていないんじゃないかなと。これをしっかり説明責任を果たしていただきたいというのが第二点目でございます。

それから三点目でございます。これまた、地元紙によると、第2回定例会で予算付けが間に合わなかった、上名寄の集住化、民間賃貸住宅、加工事業の可能性調査、商業再生設計、これも7月臨時会で補正予算に計上するとの方針が新聞紙上で示されております。

なぜ9月の本定例会になったのか。それから民間賃貸支援、実施設計、これはどうなっているのかと。要請・要望活動の経緯、経過などを踏まえまして、これもしっかり説明をお願いしたい。

以上のような進め方から、町民の中で主張しているところですけども、その進め方に疑義と不信が生じてきていると言えます。町長は町民との約束を丁寧に実施されていないんじゃないかなと思うんですが、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の「積極的な施策展開と推進方法について」の御質問にお答えしたいと思います。

春日議員におかれましては、38年間、下川町役場職員として奉職されたわけございまして、様々な手続きについて熟知していると、そういう先輩行政マンでございますので、改めてそのへんを認識した上で御対応したいと思います。

一点目の「私の政策が町民説明会、広報、記者会見、行政報告、議会説明などの様々な手法があるにもかかわらず、地元新聞記者のインタビュー記事で、一部の購読者には知らされていない」との御指摘でございますが、既に報道されている内容につきましては、町長就任後、地元紙の記者からの申し入れにより、インタビュー方式でお答えしたものがそれぞれ記事として報道されたものであります。報道機関の取材の申し入れにつきましては、可能な限りお受けすることとしており、政策に関するその時点での私の考えをお答えしているところでございます。

二点目の「住民参加型を主張しつつ、その過程、経緯の説明と参加型の方法をなぜとらないのか」についてお答えいたします。

まちおこしセンター整備の基本理念にある、にぎわいの創出が十分に図られるよう「道の駅」を一つの施策として着目したところでございます。

まちおこしセンターは、平成25年度に策定した「旧駅前周辺活性化計画」に基づき、「元気な地場産業に下支えされたにぎわいと活力のある中心市街地の形成」を基本理念とし整備をするものでございます。

昨年度の経過といたしましては、町議会、旧駅前周辺整備活性化町民会議、都市計画審議会にて御議論をいただき、3月に実施設計が完了いたしております。

今年度におきまして、7月に旧駅前周辺整備活性化町民会議、8月に都市計画審議会を開催し、実施設計について報告し、御意見をいただいたところでございます。

今後、産業連携を図るため運営協議会を設立し、まちおこしセンターの利活用を検討していきたいと考えております。

このように、町民会議、審議会等の議論など、町民の皆さんの御意見をいただいた中で、まちおこしセンターの整備を進めているところであります。

三点目の「上名寄集住化住宅整備」、「森林資源を活用した新たな加工事業の可能性調査」、「商業再生実施設計」、「民間賃貸住宅建設支援」の各事業の予算計上の時期などについてでございますが、6月20日付けで新聞報道されました4事業につきましては、それぞれの地域の課題解決の重要施策として捉え、7月以降に予算計上を行えるよう財源確保に向けた要請活動も含め、鋭意努力してきたところでございます。

計画を進めるに当たっては、基本的な考え方の整理、事務手続の進捗、住民との合意形成、事業予定者との調整、財源確保の見込みなど総合的に判断し、2事業について本定例会に補正予算を御提案させていただくところでございます。

今回提案を見送らせていただきました「民間賃貸住宅建設支援」、さらに「地域商業再生事業」に関連する予算等につきましては、町内の事情等を勘案しつつ、政策の熟度を高めてまいりたいと考えております。

四点目の「町民の不信と疑義が生じてきており、なぜ、町民との約束を丁寧に実行しないのか」の御質問についてでございますが、情報提供、情報共有の時期、手法につきましては、それぞれの施策、事業により異なることも想定されますが、可能な限り、多様な方法や様々な機会を通じて、議員各位、町民の皆様に事業内容等をお知らせするとともに、いただいた御意見を取り入れて、施策、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 私の今回の質問の趣旨でございますが、御案内のとおり、下川町は先人が築き、今日、日本を代表するような自治体という評価を得ております。日本を代表する自治体になるのが目的ではないですが、良質な質の高い住民福祉の向上というのが目的でございますが、これを実践していくためには、やはり今まで築いてきた基盤の下で、それをいかに創造し…新たな価値を創造し、先進的に、戦略的に政策を実施していくかということが一つ。

もう一つは、これを進めるに当たって、やっぱり主権者は町民であります。そんな中で、町長が主張しておられます住民の参加、住民とともにですね参画…主権者である住民の方々の意見を聞いて進めると。これが…二本がそろってですね、やはり名実ともにですね質の高いまちづくりが進み、住民の福祉の向上が図られていくというふうに考えての質問の趣旨でございます。

そこで、先ほどお話がありましたとおり、現在の日本における地方自治体の施策の展

開における、中央官庁が補助制度をやはり持っているなかで、時機的な問題もあるので、やはり事業の必要性から議論してですね、積み上げていくということがなかなかできない状況はあるのは確かだと思います。がしかし、町民が今、町長に求められているのは、住民参加という中で、まずは決まった事業でもですね、しっかり情報を広報、さらにはネット、いろんな伝え方があろうかと思うんですが、まずは情報を伝え続けるということを期待されているんだと思います。そんな中で、いろいろ議論が活性化していき、その事業の理解も深まっていくんだと思います。

もう一点は、町民の期待されている中では、まずは事業が決まる前にですね、情報を提供し、議論、意見を聞くと。そして事業内容等が決まり、町民にお知らせすると同時に、町民会議、審議会、パブコメを経て、議会に上程し実施されるということを町民の方は期待をされているんだと思います。

そういうところを踏まえて、今回の私の質問は、政策に関する考えを町民にお示するのは報道機関だけだったわけですね…結果としてですね。ですから、道の駅も含めて、いろんな政策を新聞で報道する、インタビューで報道すると同時に、すぐ町民の説明会を開くとかですね、町民に情報を提供するという手続きといいますか…これを踏んでいくということが必要ではないかなと、そのように考えます。

そのような考え方に対して、お答えいただければと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ごもったもな意見だと思いますし、私もそのように認識しているところでございます。ただ、5月から…就任いたしましてから、様々な日程が入り、そしてまたこの新たな事業展開を進めていこうという中で、非常に制約もございまして、最終的には町民会議、都市計画という、そういう手続きをまずはきちっと踏んで、そして議会にも先日説明をさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても、今後はさらにそういう点も留意しながら、協働で本当にまちづくりをしていくにはどうしたらいいかということを、原点に戻りながら、相互の理解と信頼の下に情報を共有して、そして政策、施策を進めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 同様の質問になってしまうかもしれませんが、道の駅、まちおこしセンター…仮称でございますけども、それについても同じように住民…町民の意見を聞いて予算付けをするという中で、6月には道の駅と…今回予算もあがるようでございますけども、その過程も丁寧な説明がごく一部にしか理解されてないというところがあるんじゃないかなと思います。

先ほどの御答弁でそれは…同様かと思うんですが、次、三点目として、4本の事業を予定をしていたと。補正予算に公約を反映すると、予算付けに間に合わないということで、7月補正が今回の定例会になったと思うんですが、いわゆる4本要望し、いろんな先ほど

御丁寧な答弁もございましたが、2本が今回予算計上されてないと。民間賃貸と商業再生の設計でございますが、担当者レベルでは説明、さらには要望活動、積極的な活動が行われていたと推測をいたします。そんな中で、今までの下川町の町政を振り返ると、もう駄目だと…なってからの要望・要請活動が本当の要望・要請活動であり、そんな中で、トップセールス、トップ要請活動というのが極めて重要だと思います。その点、十分に予算付けがされなかった2本について、要望・要請活動が行われたのかというところをお尋ねしたいと思います。その点、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これにつきましても、私も5月の就任以来、4か月余りの政治活動でございますから、要領を得ないところもあります。ただ、民間事業をずっと経営してまいりまして、それに当たってそういう上級官庁等のいろいろ接点などのつくり方、こういうところもいろいろと経験したことがございます。そういう中で、上京しては各省庁巡り…担当者を含めてでございますけれども、いろいろと要請をしてですね、懸案となっているこういう事業事項等について、いろいろとお願いをしている段階でございます。

また、こういう事業については、どうしてもイニシャル部分で補助金というかたちになってございますけれども、それが我が町にとって今後永続的にこの事業が進められていくかどうかというのは、これは民間事業者との今度は連携や協力関係というのが必要になってくるのではないかと考えております。そういうことも十分に勘案してですね、それで要請・要望活動というのを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それでは次の点なんですけども、民間賃貸住宅なんですが、支援策を要請しつつ予算化がされない…予算が付かなかったんでないかなという推測でございますけども、今までの民間賃貸住宅も町の単独費で実施していたかと思うんです。それで、現在の下川町における大きな課題というか問題の一つとして、解決がなかなかできないというところもあるんですが、住宅難という問題があります。結論から申しますと、補助事業に頼らず単独費で、早急な課題解決のために規模を縮小してでもですね、これ民間の企業さんも随分期待をされておりました。財政運営…財源手当というのは、これはテクニックが必要になってくると思うんですが、こういう緊急を要するものについては単独費で積極的にですね、町長の施策を展開していくということが必要ではないかなというふうに思います。特に、この問題については民間の投資が得られるわけでございますし、地元の建設業…これはまあ支援制度のスキームの問題ですが、地元建設業の工事の発注の機会の増にも繋がると。さらには木材需要の拡大にも繋がると。いわゆる循環も好循環ですね、好循環が図られる一つの施策でないかなと思います。施策を先送りするべきではなかったんじゃないかなと思いますが、この点いかがお考えでしょう

か。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 仰るとおり、下川も人口が社会動態は少し横ばいになってございますけれども、やはり自然現象の段階では非常に人口減になってございます。しかし、世帯数はそう大きく減ってないのと、それから流入してくる方々も非常に多くなっておりますので、住宅等が非常に少なくなってる…要するに不足しているということになるかと思います。昨日も一の橋で懇談会を開いたんですけれども、今のコレクティブハウス…いわゆる集住化住宅でありますけれども、1戸空くともうその段階で応募が3件から5件ぐらいあるという、こういう状況であります。これが市街地においても当然同様のことがありまして、これから、今、春日議員が仰るような民間のいろんな参入なども視野に入れていく必要があるのかなと考えているところでございます。特にこの民間住宅だけではなくてですね、宿泊施設については、現在のところ五味温泉、そしてまたヨックル、アイキャンハウス、おうると…こういう施設等で、五味温泉だけの利活用の受け皿では非常に不足しているところがあるんじゃないかと。そういう意味では、住宅対策、そしてこういう滞在型の施設の検討も十分考えていくべきであると考えております。

それで、今、単独費を使ってということでもありますけども、これについてはまた町の財源をいかに充当していく上で、ハードルがどのぐらい高いのかというのもしっかり見極めていかなければならないと思っておりますので、十分に検証してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 第二問の結びの質問でございますけども、やはり考えるところによると、町長の公約でもありますとおり、循環という考え方、これはもちろنگもったもな話でございますが、私はその循環の中でもですね、好循環と悪循環があるんだと思うんです。やはり明確にですね、循環といいつつ好循環、正のスパイラル、正の渦巻きをつくっていくという共通認識を持つべきじゃないか。循環がですね…悪循環もあるということでございます。是非、正のスパイラル、正の好循環が生まれるような政策展開を積極的にですね…前回の一般質問でもさせていただきましたが、やはり自ら入りを量る、財源を確保するということを並行してやらないかぎりにはですね、下川町が負のスパイラル…悪循環に入っていく、現在そういう状況にもうかかりつつあるんじゃないかなというふうに考えます。是非、公約のとおり…現状では乖離ではなくて、町民の方が置き去りにされている状況でないかなと思いますので、是非、積極的な政策展開と推進方法を確認し、進めていただきたいと思います。

では、次、三点目でございます。信頼を確保するための公正な町政運営についてでございます。

町長は、住民と行政の協働作業によって「今と未来のしもかわづくり」を行うとの方針の下で、信頼を確保するための政治倫理について、「町民全体の奉仕として地位を利

用した行為を行わない。住民の立場に立った施策展開。公平・公正な立場で執行する。」などの見解を示されておりますが、民意…声に出せない声…そういう民意を踏まえながら御質問させていただきます。

一点目、町長が理事長を務めるNPO法人日本自治アカデミーが発行する「自治用語手帳」を公費により購入…商取引でございますが…されているかと思いますが、これは地位を利用した行為ではないかと。また、法的に適正な取引かどうかというところを発意、内容を含めてお尋ねいたします。

二点目でございます。町長の資産等の公開に関する条例というのがございまして、これに基づいて町長の資産等の内容について公開するようになっておりますが、その内容をお尋ねいたします。また、町長所有の同族・関連会社関係の資産、有価証券、又は自家用車等についてお尋ねいたします。

先の定例会で一般質問させていただいたんですが、自治基本条例の24条に政治倫理に関する事項を別に定めるということになっておりますが、私どもの認識では、これ定めると…条例で定めるということになっておりますので、まずは定めると。そして基本条例の見直しの中で倫理条例を検討するという認識でございました。そういう認識の下で制定の状況と条例の見直し状況についてお尋ねいたします。

それから、第2回定例会以後の町長の同族・関連会社との請負契約等の有無と、現在までの土木工事発注総額と同族会社との契約総額、比率についてお尋ねいたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ちょっとその前に、先ほどの質問の最後の方の件でありますけれども、住民とのいろいろ話合いの場をこれからつくっていくということは、当然そういうことを予定しておりますが、その前に私ども職員がそれを受け入れるだけのしっかりとした認識、そしてサービスを提供できるだけの取組ができるかどうかというのをしっかりとまず私はつくってまいりたいということで、現在、庁舎内の様々な職員と…いろいろジャンルを分けてですね、懇談をしているところでございます。8月にはあけぼの園、そして女性職員、若手職員、昨日は山びこ学園の職員ということで、いわゆる私が、職員がどういうことを考えて、どういう悩みがあって、これから何をしたいのかというのをしっかりと把握していないと、住民の皆さんといくら懇談して、住民のニーズに応えようとしても、それに職員が供給していけない、提供していけないということがあります。

その手続きをしっかりと私は踏んでまいりたいと。先ほど、奈須議員の時も説明いたしましたけれども、公共サービスの在り方…いわゆるそのうちの行政サービスは何かと、あるいはまた指定管理や委託をしている民間事業者の方々が公共サービスとしての意味合いをしっかりと受けているかどうかと、認識しているかどうかという、こういうところもこれからチェックをしてまいりたいと考えています。あわせて、今、地域内に雇用を生み出したり、住宅を造っていく上では、今、産業連携会議というのが8月の下旬に設置いたしまして、第1回の会議を開催させていただいたところでございます。これについては、いわゆる個々の業態、業種の方々が、それぞれ悩みをもっているものをいかに解決して

いく上で連携をしていくかということが大事ではないかということで設置させていただいたものでございます。第1回は、トップの皆さんばかりでございましたけども、この後は管理職の皆さんや、あるいは従業員の皆さん方にもそれぞれお集まりいただいて連携をしていくと。そしてその中でいろいろと課題を解決するいろんな方策を見出してまいりたいなと思ってます。それに不足するところに行政として補助をしたり、支援をしたり、あるいは人が張り付いたり、いろんなことができるんじゃないかと感じているところでございます。

それでは、ただ今の「信頼を確保するための公正な町政運営について」の御質問にお答えしたいと思います。

一点目の「私が理事長を務めるNPO法人日本自治アカデミーが発行する「自治用語手帳」を公費により購入したことが、地位を利用した行為ではないか、適正な取引かどうか」についてでございますが、平成24年に「財政編」を、平成25年に「福祉編」を購入し、今年度は、「再生可能エネルギー編」と「廃棄物・リサイクル編」を120部購入し、配付したところでございます。

購入の経過につきましては、平成24年、25年に引き続き、複雑多様化する住民ニーズや地域課題を解決するため、職員それぞれの基礎知識習得と政策形成能力の向上を目的に、購入し配付したものでございます。また、これについては、私も議員をこの3月まで務めておりましたが、平成24年から毎年、政務調査費…政務活動費を利用して、そして全議員でこの自治用語手帳を購入し、そして基礎知識を広げようということで購入した経過がございます。さらに、上川町村会、あるいは上川町村議会議長会でも、この自治用語手帳が非常に役に立つということで購入をし、各町村議会に配付した経過がございます。

二点目についてでございますけれども、「下川町長の資産等の公開に関する条例に基づき、作成された町長の有する資産等の内容について」の御質問でございますが、町長就任後、7月21日、所定の様式により、土地、建物、預金、郵便貯金、金銭信託、株券、普通自動車など保有している資産についての関係書類を提出したところでございます。

有価証券につきましては、私がこの3月まで勤めておりました株式会社 谷組において6,350株。自家用車につきましては、これは使用していた車を中古で購入いたしました。

これを現在所有しております。

三点目につきましては、「下川町自治基本条例第24条に基づく、政治倫理に関する倫理条例の制定状況と条例の見直し状況」についてでございますが、先の定例会におきまして、一般質問、議案審議の中で御示唆いただいたところでございますが、自治基本条例の制定後、一定期間が経過していることから、自治基本条例の全体の見直しが必要であると感じており、町民の皆様からの御意見を十分にお聞きした上で、検討してまいりたいと思っております。

四点目の「私の同族・関連会社との請負等契約の有無と現在までの土木工事発注総額と同族会社との契約総額、比率」につきましては、まず、第2回定例会以後の私の親族が経営している会社との請負等契約の有無についてであります。第3次、4次及び第6次建設工事入札において、それぞれ1件ずつ、工事請負契約を締結しております。

また、現在までの土木工事発注総額と私の親族が経営している会社との契約総額、比

率についてでございますが、平成 27 年 4 月から 8 月末までの町の土木工事入札の発注総額は 2 億 9,775 万円、27 件の発注を行っており、そのうち私の親族が経営している会社との契約総額は、1 億 4,319 万円、3 件であり、その比率は、契約金額では 48%、契約件数では 11%となっております。

なお、行政報告でも報告いたしました、平成 27 年 4 月から 8 月末までの全業種の町の発注額は、47 件、6 億 54 万円となっております。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 今回のこの質問の趣旨はですね、先ほど町長も言われましたとおり、住民の協働を進めるという中で、これ…信頼ないところに協働なしと、信頼ないところに住民参加なしと言われております。そんなことで、町政を推進するに当たっての信頼性確保、高潔性を保つというところの趣旨で質問させていただいておりますが、下川町の法体系をみると、自治基本条例が整備され、そしてその中で政治倫理の規定もあり、職員の倫理規定もあります。いわゆる町政を推進するルールブックがですね、町職員にはあるんです。自らを厳しく律する…職員は。疑惑不信を招く行為はしないと、ルールブックがちゃんとあるんです…職員のルールブックは。理事者のルールブックがないんです。信頼を確保するためのルールブックがないんです。これを条例では…今までですね、行政出身のトップの方だったんで、そういう利害関係というのがですね比較的といいますかね…。今回、民間の経営者がトップになったということもありまして、このルールブックをしっかりとつくと。そして協働のまちづくりを進めていくというのが重要だという趣旨でございます。

資産公開についても、町民の普段の監視と批判の下に置くためなんです。そのために資産公開という条例が…趣旨がございます。そんな趣旨でございますが、町長が代表していることなんです、今まで買ってた時は議長をやられていた話であって、今回執行者であると…これまったく違う話でございます。これも声に出せない…町職員の声です。少ない声ではないです。

これは、御案内のとおり、民法108条の双方代理禁止…町長、一方の代表が谷一之となると。これ民法の108条の双方代理禁止に該当するんでないかなと思います。NPO法第17条の利益相反に当たるんでないかなと。類推適用をした場合に、これ違法でないかと。購入部数についても、今までのより多いです。職員全員に配付しているんでないかと。これ一つの例で、代表が副町長、総務課長であつたらどうでしょう…自粛するんじゃないでしょうか。そんなことで、私は…皆さん配慮されたのかもしれませんが、地位利用…これルールブックがないんで、違法性があると。是非、内部で第三者機関でも立ち上げていただいて、関係機関での検証、検査、監査もですね、是非お願いしたいと思います。これは要望でございます。

続きまして、町長の資産ですが、先ほど言ったような趣旨なんです、資産総額は金額として幾らぐらいあるんでしょうか。さらに、会社の株6,350株の評価額というのはど

のぐらいになっているのでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ちょっと評価額は今ここで手元にはありませんので分かりませんけれども、資産総額を記載したのは、おそらく5,000万円ぐらいだったのではないかなと思っております。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それからですね、会社のリース車だと思うんですが、中古車を購入したということがあります、例えば…例でございますが、私が支援をしていただいている会社の社長さんが乗っている高級車を、私がそれを中古で買ったと。これ町民がですね、どのようにみる…これ職員の場合は明らかに倫理規定になる話だと思います。そのへんの感覚と申しますか、是非その…しっかりルールブックがやはり必要だというふうに思います。それから、是非、これについては購入価格、適正な価格であったかどうかというところを補充報告書で示していただきたいというふうに思っております。そのへんちょっとお尋ねさせていただきます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私、3月まで役員を務めておりましたので熟知しておりますけれども、私が今現在乗っている車はリース車でございます…当時。だから所有は会社がしてないわけございまして、これはディーラーからですね査定をしていただいて、中古車価格120～130万円だったと思いますけれども、その価格で残存を含めて評価していただいて、私が買い求めをしたものでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） それで、今回ですね、私が先ほど申し上げましたとおり、まずはルールブックをですね、前回その条例で見直しを含めたときに、条例でルールブックをつくるという話で認識されてるのかもしれませんが、これ条例上、まずは定めるということになっておりますので、要綱、要領でもうこれ定めて、そして工事指名し入札をするというのが、これ条例上そう解される…そんな中でルールブックがない中で、さらに入札…指名をして、現在、日本の自治体で先駆的なルールブックによると…これモデルですね、一般的なかたちですが、二親等以内の親族が経営する企業さんとの請負契約は辞退すると、自粛するというのが、完全にこれいま全国のモデルとなっているものでございます。そんな中で、是非、ルールブックをですね、これ明日でもつくれるわけでございますから…ちょっと乱暴な言い方ですけど、これはまあ議会にかけるという話でもございせん。是非、高潔性のルールブックをまずしっかりつくと。そして条例の

見直しをしていただきたい。

条例の見直し等の…正式にルールブックを条例として立ち上げる、これ時期はいつぐらいになる予定でしょうか。と同時に、今、私がお話した件についてお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） この自治基本条例の見直しについては、私も最初から考えていたものでございます。ただ、倫理の規定のところについては不備がありました。職員だけの規定になっていたということで、これまでの10年間の…そこの不備があったんではないかと認識しております。ただ、そこだけを今先行してしまいますと、全体的な条文との関係がありますので、少し検討していかなければならないんでないかと思っております。

もう一つ、二親等の関係でございますけれども、確かにそういう条文を明文化しているところもございますけれども、多くはそこまで踏み込んで行っているところが非常に少のうございます。それについては、確かに不正が起きたり、不正が考えられるというその認識の中で、そういうことが行われた自治体があろうかと思えますけれども、それについては私が町長選に出るに当たって、支援者の人達はそういうことも認識した上で、私を推挙していただいたものと認識しているところであります。

それから、日程関係の…これからの自治基本条例の見直しでございますけれども、総合戦略が今非常に多忙、多用になってございます。それを終えた後、11月以降ぐらいに着手いたしまして、おおよそ1年をかけて…早ければ来年9月には議会の皆さんの方にお示しができるんじゃないかと、遅くても12月にはできるんじゃないかということで、今、行程表をつくっているところであります。また、条文内容等についても、検討すべきものも抽出いたしまして、そしてこれから庁舎内のワーキンググループ、さらには町民の皆様にも御協力をいただいて、審議会等でそれを諮ってまいりたいなと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 私が先ほどお話したモデル条例、これですね、その地域地域によって、実情において、公務員の方がトップになる場合と、民間の方が…利害が絡む方がトップになる場合があって、私が申し上げているのはモデル条例の中で、確かに自治体が首長があがっている自治体はそういう規定はソフトになっておりますが、下川町のような状況の自治体では明らかに規定されているという認識でおります。それがモデルになってきていると。いわゆる高潔性…少しでもですねやっぱり疑いを持たれないというのが、これ基本であると思います。それから、是非、まずはルールブックを要領、要綱でこれをつくっていただきたいというふうに考えます。

それから、今回、工事請負で町長の同族会社…これ税法上、同族会社ということになるんですが、48%…これ率直にどういう感じを受けられておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 質問がちょっとよく分かんないんですけども、過去の実績からいきますと、大体そのぐらい…おおよそ建設事業の内の土木工事についてはランクの関係もありますので、それぐらいの金額を受注しているのではないかと、私は思っております。

また、今、この機会でございますので、建設業の在り方をちょっとお話させていただきますと、これは完全な建設業法の中での兼ね合いでありますけれども、技術者不足の企業が非常に多くて、本来、建設業の中で工事現場を兼務できない…現場代理人が兼務できないという、そういう縛りがございます。これは金額にもよりますけれども、あるいはまたその特殊性もございまして、そういう中で、下川町においては少しハードルを下げてですね、そして指名をし、発注をしているという段階であります。

また、経営事項審査という縛りがございまして、これもそれぞれの経営状況、技術者数、あるいはその他諸々いろいろとその企業の経営をはかるものでございまして、これによって下川町としては一応ランク付けをさせていただいて、そして工事額によって区別化をしているというものであります。

もう一つ、行われていないのは、コリンズという登録制度がございまして。これについては、それぞれ工事内容について、そして発注者に対して、これは情報提供をしっかりとするというものであります。それについては、道内でも多くの市町村が取り入れて、そして登録制による評価をし、そして情報提供するという、そういう手続きを踏んでおります。下川町はこれについても余り厳格にやってまいりますと、どうしてもふるいにかけられてしまう事業者の方がいらっしゃいますので、そのへんもハードルを少し低めにしながら、コリンズの登録制度については取り入れをしてないという状況であります。

以上でございます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 前回と同様だという話ですが、現在、下川町長として、最大の権限を持って…権力を持っているわけでございます。そんな認識で、従前と同様という認識では町民の方の理解が得られないんじゃないかなと思います。

もう一つ、公共事業については…これ補助事業でございます。税金が投入されております。会社は利益を上げるために、株主に配当するために営利活動を行います。これ公金が還流していると…株主に配当されるということが言えると思います。ですから、これ法律上問題ないとかの話ではなくて、やはりルールブックをしっかりとつくっていただきたい。

最後でございますが、先ほど町長からありました…私の理解ですが、町民の声を聞く前に受け入れる能力、職員を高めていきたいと。職員がその住民のニーズを把握して、本当に対応できるのかという答弁であったかと思います。私は、下川町の職員はどのようなかたちでも対応できる能力を備えていると思っております。まずは町民の方に住民

説明会とかですね、町長の考えを説明会とか…外に出て行き、聞くのが主であって、職員の能力を高める…高まっていると思います。対応できると思います…職員は。それをお話させていただいて結びとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ありがとうございます。仰るとおりでございます。当町の職員は大変潜在能力が高いものがあるのではないかと。ただ、非常に今悩んでいる課題もいっぱいございます。一つには、次の担い手が非常に不足しているというところでありまして、また、グループ内での業務が、それぞれシェアがしっかりされていないというのもあります。偏った…多忙な人がいたり、あるいはまた、本当は仕事をもう少し欲しいんだけど仕事が回ってこないとか、そのへんのシェアをしっかり確認する上で、実は今、懇談会をそれぞれ庁舎内で開いているものでございまして、そういうような声を聞きながら、次は住民の声にしっかりと対応できる、そういう体制づくりをしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） これで春日議員の質問を閉じます。

次に、質問番号4番、5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） 議席番号5番、大西でございます。

私の方からは、町民の生命と財産を守る体制について、一括方式で質問したいと思います。

町民の生命と財産を守り、安全で安心な暮らしを確保するため、町民一人一人の防災意識を高めるとともに、防災組織、災害予防、災害応急体制などの防災体制の充実、強化を図っていくことが大切であると感じるところであります。

そこで、次の三点について御質問いたします。

まず一つ目に、災害を未然に防ぐ体制と災害があった場合の対策について、どのような方策が取られているのかお尋ねします。

二つ目に、10月には町民を交えた全町的防災訓練を予定しているとの報道がありましたが、どのような災害を想定しての事か、またどのような内容になるのか、その概要をお尋ねします。

三つ目、去る4月26日に、町内北町の木工場で火災がありました。また最近では9月3日に北町の木炭工場で火災がありました。幸いどちらの工場も大きな火災にならずに済みましたけども、この二つの工場に共通して言えることは、周辺に消火栓が一つしかないということでもあります。消防法というものがあって、半径140m以内に1か所の水利があれば基準を満たしているとの事ではありますけども、大きな火災になった場合など消火活動に支障を来す恐れがあり、早急に消火栓の増設が必要ではないかと考えますが、お尋ねします。

以上、三点についてお尋ねします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 大西議員の「町民の生命と財産を守る体制について」の御質問にお答えいたします。

一点目の「災害を未然に防ぐ体制と災害があった場合の対策」についてであります。災害を未然に防ぐ体制といたしましては、「災害対策基本法」及び「下川町防災会議条例」の規定に基づく「下川町地域防災計画」を策定し、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための防災業務を、計画的、迅速・的確に実施するための体制を整えております。

次に、災害があった場合の対策といたしましては、災害の発生のあるとき又は発生した場合には、災害対策本部を迅速に設置し、防災組織及び関係機関との連携により、気象予報情報等の収集や危険箇所の巡視及び住民避難などの災害応急対策など、住民の生命、身体及び財産を守るために必要な対策を講じることとしております。

二点目の「全町的防災訓練」につきましては、近年、全国的に多発している大雨による水害を想定し、災害対策本部の設置訓練や避難所の設置及び住民の避難所までの避難訓練等を予定しておりますが、詳細につきましては、内容が正式に決まり次第、関係団体や住民の皆様にご協力をお願いして、実施してまいりたいと考えております。つい先日、台風 18 号による甚大な被害を目の当たりにし、今後ますます自然災害に関するリスクが増大することが予想されますので、町民の皆様とともに、災害に備えるための体制づくりと迅速な対応に努めてまいります。

次に、三点目の「消火栓の増設の必要性」についてでございますが、北町地区における今年 4 月と 9 月の 2 件の火災につきましては、幸いにも大きな延焼を免れたところでありますが、御指摘のとおり出火建物の周辺の消防水利上の消火栓の設置基数は、それぞれ 1 基であります。消火栓等の消防水利の設置につきましては、消防が消火活動をするための必要水利を定めた、国の「消防水利の基準」を基に、これまで町内の消火栓・防火水槽等の整備を進めてきたところであります。消火栓の配置につきましては、この度の火災現場につきましても、消防水利としての設置基準を満たしているところであります。しかしながら、御指摘のとおり、火災の規模によっては消火栓 1 基で対応できない場合があるのも事実であり、そのための対策といたしまして、河川などの自然水利からの吸水による消防ポンプ車の消火活動などの訓練を、消防団と連携して実施することにより、消防体制の強化を図っているところでございます。

また、今年度から消火栓の老朽化に伴う計画的な更新整備を進めているところでありますので、必要箇所への重点的な強化を含めながら、全町的な消防水利の充実強化を図ってまいります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 5 番 大西議員。

○5番（大西 功君） 消火栓の増設について、再質問させていただきます。

下川町には市街地にも木工場があり、木工場だけでなく、新築された公営住宅、公共施設、建設予定地など、まだ水利が十分でないところが多々あると思われます。町長の答弁によりますと、必要箇所への重点的な強化、全町的な消防水利の充実強化を図っていくとの答弁がございました。とてもこれは評価できるものと感じるところでございます。

消火栓だけではなくですね、防火水槽というものがあります。そのことについても少々お聞きしたいと思いますけども、北町の木炭工場にはですね、溜め池が2か所ございました。この溜め池は、企業側が雨水をですね、排水溝を通して溜める人工的に造られたものでありまして、これは企業が、火災が起きた時に水利として活用できるようにと準備されているものであって、立派な防火水利であると思います。実際、火災の時はこの溜め池から消防車2台を配置して消火に当たりました。こういう企業努力も非常に大事なことであり、とても評価できるものであると思います。

そこで、そのような水利がない木工場、もしくは企業に対してですね、町側として水利の新設などを率先して推奨していくお考えはあるのか。

それと、新設を希望する企業があった場合、費用の何割かでも補助をする制度などを設けることはできないのか、お尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君） ただ今の大西議員の再質問に対してお答えいたします。

本来、私が答えるべきかどうかはちょっと微妙ではありますが、消防の水利に対します今後の計画につきましては、町長の答弁にありましたとおり、今年度から消火栓の老朽化に伴う計画的な更新整備を進めていく中で、重点的な必要箇所への整備強化を進めていくというところであります。消防署長とも協議したところではございますけども、今後、全体的に消火栓を増設できるところは増設する。また、必要とするところで、なおかつ消火栓の増設が難しい場合もございます。それは水道管の配置状況なんかもございますので、そういったところには防火水槽を増設するというような、そういう計画を持って、今後、全町的な消防水利の強化を進めていくというところでございます。

○議長（木下一己君） 5番 大西 功 議員。

○5番（大西 功君） ただ今の答弁で理解はできたところでございます。

一括質問方式の質問は三回までと定められていますので、これが私の最後の質問になりますが、全町的な防災訓練に関して、再度お聞きいたします。

台風18号の影響により、茨城県の常総市、鬼怒川の堤防が決壊して、家が流されるなど壊滅的な被害が出たわけでありましたが、常総市の避難指示の遅れなどが問題視されているところでございます。もし、下川町で堤防決壊の恐れが出た場合、もちろん迅速な避難誘導が必要であり、事前に町民の皆さんに避難経路、避難先を周知していただいて

おくのも大事なことであります。

そこで必要になってくるのがハザードマップというものでございます。ハザードマップというのは災害が起きたときの被害予想、避難経路などが記された地図でありますけれども、町長は公約でハザードマップを見直すとしていますが、現在の見直し状況がどのようになっているのか、全町の防災訓練までに…それまでには完成するのか、この点を最後にお聞きして、私の質問を閉じたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君） 大西議員の御指摘のとおり、今回の台風18号がもたらしました常総市への大きな被害につきましては、本当に大きなものがございました。

それを教訓といたしまして、下川町におきましても、10月に大雨を想定して、災害対策本部の設置訓練、又は住民の避難訓練を計画しているところでございます。

今、御質問にありました、洪水ハザードマップにつきましては、平成24年度に改訂し、全戸配付を行って、今現在そのハザードマップを基に防災訓練ですとか非常時の避難を行うものでございます。見直しにつきましては、今現在につきましてはまだ見直しをこれから進めるところでございますので、今後におきまして、また全国的な大雨の状況も年々変わってきておりますので、そういった災害の状況もいろいろ取り入れながら、今後、適宜必要な改正を行ってまいりたいと考えています。

○議長（木下一己君） これで大西議員の質問を閉じます。

ここで、14時40分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時26分

再 開 午後 2時38分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、質問番号5番、3番 斉藤好信 議員。

○3番（斉藤好信君） それでは質問いたします。「日本一幸せなまち下川」を創るための町長のリーダーシップ、信念について。

町長就任時の決意として、「日本一幸せなまち下川」を創るための信念と情熱を持って行動すると言われましたが、実現に向けては、第一に町長の信念、思い、情熱が役場職員全体に徹底浸透されなければならないと考えるが、どうでしょうか。

さらに大事なものは、幹部の責任者が一層深く受け止め、町民のための行政を行っていくという職員の意識改革ができれば、町民は実感として町長の意思は伝わってこないと思うが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 斉藤議員の「日本一幸せなまち下川」を創るための町長のリーダーシップ、信念について」の御質問にお答えいたします。

御質問の「私の信念、思い、情熱が職員全体に徹底浸透されなければならないと考えるかどうか。さらに、幹部の責任者が一層深く受け止め、町民のための行政を行っていくという職員の意識改革ができなければ、町民は実感として町長の意思は伝わってこないと思うかどうか。」との御質問にお答えいたします。

私は、この5月1日に、初登庁のときの就任挨拶において、職員に三つのお願いをいたしました。

一つ目には、豊かなコミュニケーションをつくること。

二つ目には、行政サービスの真意をしっかりと理解すること。

三つ目には、各課の横断的連携をしっかりと図ること。

この三つをお願いしたところです。

また、合わせて、四つの目標についても同時に伝えました。

一つ目には、地域課題や住民ニーズをしっかりと受け止め、政策に反映すること。

二つ目には、社会循環を基礎とした五つの循環、経済の循環、資源の循環、暮らしの循環、情報の循環、人材の循環を念頭にに取り組むこと。

三つ目には、下川に暮らしている住民の皆さんが、日本一幸せを感じる町を創るために汗をかくこと。

四つ目には、町民の皆さん、そして職員の皆さんが、こよなく下川を愛する郷土愛を育むこと。

この四点を目標として伝え、今後の執行に当たって、職員の積極的、かつ、情熱的な言動と、町民から信頼される町職員であることを期待していると伝えたところでございます。

また、7月1日付けの辞令交付式や管理職連絡会議や課長会議などの様々な機会や全職員にメール配信するなどで、私の考えを伝えているところでございます。さらに、あけぼの園、山びこ学園などの各施設に出向き、朝礼と職員との懇談を実施したほか、女性職員、若手職員との懇談会もそれぞれ開催し、意見交換を行い、職員から貴重な意見をいただくとともに、私の考えを伝えたところでございます。

いずれにいたしましても、私の公約である「日本一幸せなまち下川」を創るためには、職員の力が必要不可欠でありますので、様々な機会を通して、私の考えを伝えてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） これは民間も同じだと思いますけども、トップが掲げる目的、目

標を実現し、また実行していくのは、先ほどの議員の質問の答弁にもありましたが、これは職員がそれをやっていく…町長がどんなに掛け声をかけても職員がその意思に基づいて行動しなければ、それは町民には実感として受け取ることができない。僕は行政というのはそこに住む人達の幸せをやっぱり一番に考えていく、これが一番根本だと思っています。住民が…町民が暮らしの中で持つ不便さ、それから不安、それから苦しさ…こういうものを相手の立場に立って考え、そして相手の目線でそれを見る、そのことが何より私は大事だと思っています。そしてその不安、不便を取り除いてあげることが、幸せのまちづくりの最良の道ではないかと思っています。この私の素朴な考えですが、町長はこの点についてどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 正しく仰るとおりだと思います。幸せを感じるというのは、それぞれ価値観が違いますから、一つの物事が便利だと感じている人もいるでしょうし、不便だと感じている方もいろいろいらっしゃると思います。それを少しでも平均化していったって、そして行政がその不便だと感じているところを少しでも補えるような、そういうようなサービスがこれから必要になってくるんじゃないかなと思っています。

また、これは先ほど来お話していることでありますけれども、行政サービスだけでは限界がございますので、やはり地域の人達が自立できる、あるいはまた相互扶助でコミュニティ活動が活発化できる、そういうような支援も行政として必要なのかなと感じております。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 町長はですね、就任なされてから、町長室の扉を開けっ放しにされて、いつでも町民の方に来ていただきたいという…それは良い事だと思います。しかし現実にはですね、やはり役場の玄関に入って、2階に上がって町長室に入って、町長とお話ができるというのはごく一部の方だと思うんですが、いかがですか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ごく一部という意味合いが分からないんですけども、いろんな方々が訪ねてきていただいてですね、数で申し上げるのもおかしいんですけども、本当に私がいる時には顔を出して…いろんな方々が気軽に声を掛けてくれることがございますので、今後もそれを続けていきたいなと考えております。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ごく一部というか、限られた人という意味ですけども、ここをとってもですね、やっぱり町長の「日本一幸せなまち下川」という言葉は、ある意味掛け

声だけで、なかなか町民の人達には実感として伝わってこない。そこで、町長の意志とか信念、思いをですね、それを体現していくのはやはり職員の方々の言動であり、行動であり、姿勢であり、態度であり、そういうものを通じて町民の方々は「なるほど、新しく町長が代わって、今まで以上に私たちの方に目を向けてくれている。」という実感を受けてくれるんじゃないかと思うんですね。そういう意味でも、町内に散在している職員の方々…この方が日常的に、町内もしくは近所の人達がどういうところで不便さを感じているのだろうか、どういうところで不安を感じているのだろうかという…そういうものを目配り、心配りをしてチェックする。そのことを役場に来たときに、その課に情報提供していく、そういうことも横の繋がりとしては非常に僕は大事だと思うんです。

ここの役場はいろんな課に分かれてて、一応縦の…になってますけども、そういう意味で、いろんな職員の方はいろんな課に散らばっているわけですが、そこに情報提供する中で、それをその課のトップ、または幹部の方がそれを聞き入れる。これはある意味、先ほど町長が言ってましたが、人材育成というのはですね、確かに若い職員の方は優秀であっても、自分が考えている考え、それから建設的な意見、そういうアイデア、それから町民が求めているニーズを見つけた時に、それを課のトップが受け入れる姿勢がなければですね…ここが非常に僕は大事だと思うんです。民間の社長…トップが代わった時には、例えば、ある社長が利益を求めて数字にこだわる。あるトップはまず社員の生活基盤となる給与体系など諸々を考える…利益はもうそこそこでいいと。ある人はまずは安全だと…仕事が遅れてもいいから安全第一でやる。そういうふう to いろいろ色を出すわけです。それをある意味、1か月ぐらいの間にそれを浸透させていく。町長も以前は民間のトップだったわけですから、そのへんは分かっていると思いますが、そういう意味で町長も…私たちもそうですけども、ある意味4か月経ちました。もっともっと…先ほど僕が言った職員がですね、ある意味、町長の名代となってですね、そういうような気持ちで町民との間をもっていけばですね、まだまだ町民の方は実感として…町長の掲げた「日本一幸せなまち下川」というですね、この言葉が掛け声だけでなく、実感として受けてもらえるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） ありがとうございます。仰るとおりでございます、職員の役割というのはいろいろ多岐にわたっていると思いますけれども、基本的には自分が置かれている所管の中での業務をしっかり遂行していくということが第一優先でございますけれども、そのほかにやっぱり地域の声を聞いていくというのが非常に大事なことだと思っております。下川町は現在も、ボランティアではございますけれども地域担当制度などをつくりまして、各公区の様々な行事に参加しながら、町民の人達と一緒に事業や、あるいは行事等をお手伝いしているという背景がございます。過日の敬老会の会場等もみしたら、おおよそ全公区の内公区が特に担われている開催会場での地域担当職員の数をみますと、おおよそ50人以上を超える職員がお手伝いをしているなということで、私は感じ取っております、それについてはさっそく庁舎内のメールで皆さんに慰労の声を掛けたところでございますけれども、そのほかにも今回…しばらく間が空い

ておりましたけれども、消防団活動などにも今回は少し声を掛けまして、全町では9人ほどが入団したということで聞いております。その内、役場の若手職員も数名…その消防団の方に入団いたしまして、地域の人達と一緒にですね、そういう活動を行うというそういう背景もございます。

また、これからしばらく…おそらく遠ざかっていたんではないかと思うんですけども、公区長の皆さんといろいろこれから協議や議論をしていきたいと思うんですけども、公区の課題等についても、これからもう一度そういう公区を回りまして、しっかり受け入れることができるいろんな課題をですね、しっかり聞き及んでいきたいと思っています。それには地域担当職員にも少し協力をいただいてですね、公区長さんの気が付かないところなども…職員がかゆい所に手が届くようなですね、そういうところを少し見出ししていければいいなと感じているところでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ということはですね、やはりここにおられる方はほとんどの方が課のトップであります。先ほど僕が言ったとおり、やっぱり部下の意見をですね本当に受け止める度量というんですかね…そういうのを持っていて、そしてそれをいかしていく。確かに…私も民間にいましたが、若い人の意見というのは、なかには突拍子のないこともあるし、なんだという…自分の経験から考えを見下してしまうようなことも多々あると思いますが、やっぱりそこは皆さんトップですから、そこは度量を大きくしてですね、部下の話をしっかり聞いていく。その中で本当に良い環境の職場をつくっていく。そういうものを構築した中において、初めて町長の…トップの意志が町民に伝わっていくというふうに僕は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それについても仰るとおりでございます。職員…特に管理職になりますと、目利きをよくしていかなければならないと思います。それにはリーダーシップをしっかり発揮していくことが大事なんじゃないかなと思っております。特にリーダーというのは、広い視野を持ってですね、調整能力を高め、そして事業分担をできる、そういう視点での発想が必要かと思いますので、そういうところもいろいろ今後も議論をしながらですね、いろいろと職員の意識向上などにも寄与してまいりたいなと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今、町長の答弁がありましたけども、やはりここはですね、町長の強いリーダーシップ、そして課のトップに対する目配りもしっかりして、そこで伸び伸びと職員の方が力を発揮していく。僕は下川の役場の方は本当に…僕は何も分かりませんが、いろんな課に行って勉強させていただく中で、本当に優秀な方が多い。そ

の方が縮こまるような職場であってはいけないと思います。そういう意味で、町長の強いリーダーシップを発揮するということなので、それでは次の質問に移ります。

今の一点目の町長の答弁を踏まえて、そして二番目の質問に移りたいと思います。公営住宅の環境整備と改善について。

これは、公営住宅のなかでも、FFストーブを使っている…備えてあるんですか、その排気筒が、僕も現地全部回りましたけれども、大体ベランダのところの1m20cmから1mぐらいの間にある。中には高齢者の方もいてですね、僕なんかだったら雪が落ちたり被ったりしたらベランダを開けて取る…こんなことは簡単なことですが、これは僕から見た目線であって、住んでいる人はそういうわけにはいきません。そういう意味で、これは末広の住宅の件ですが、これはある意味ですね命に関わる…何でも事故が起きてからさあどうしようというのではなくて、事前に危ないものはチェックして、早めに改善を行っていくことが大事だと思います。ただし、財源の問題もあるんで、このへんはどのようなかたちで、なるべく早急に進めていくか、お答えいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 「公営住宅の環境整備と改善について」の御質問にお答えしたいと思います。

現在、公営住宅及び特公賃住宅において、FFストーブ用排気筒を設置している住宅につきましては、年次的に改修を行っているところでございます。

改修工事につきましては、対象戸数80戸について、平成25年度から計画的に進め、本年度まで42戸を改修しており、高齢者世帯については、本年度で改修が完了いたします。次年度以降は、残り38戸について順次改修を進める計画でございます。

全般的な住宅の維持管理につきましては、入居者をお願いをしているところではありますが、冬期間において、引き続き巡回パトロールを実施し、積雪状況、排気筒などの点検を行ってまいりたいと思います。なお、大雪の時には、独居高齢者等を重点として、職員による安否確認及び玄関、排気筒付近の除雪を行っているところでございます。

以上申し上げまして答弁いたしますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 安心、安全を確保する…住宅というのはですね、私たちの生存の基盤になるわけです。これは神戸大学の早川さんという教授が言ってるんですが、適切な住宅に住む権利…三つの権利ですね、それから住み続ける権利、それから移住差別されない権利…こういうのがあるんですが、先ほどの町長の「日本一幸せなまち」の答弁をずっと聞いているとですね、これも一つは大事なことだと思うんです。ましてやそこに住む人達…若い人もいれば高齢者もいると。若くてもどこか体に不自由なところがあって、なかなか健常者のような動きができない人もいます。本来ならば住む人は、自分の公営住宅といってもですね、家賃を払って住んでいるわけですが、その除雪なり…特

に冬期間ですが、そういうことがなかなか思うようにできない方もいらっしゃいます。

そういう方をよもやですね、そういうことができないならばほかに移ってもらうような…そのような考えは決してお持ちではないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 質問の内容がよく分からない…住んでいる人がいます…はい。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 公営住宅に住んでいる人…いろんな方がいます。自分の家の中の身の回りはできても、なかなか表の除雪とかですね、先ほど言った…排気筒の雪が積もって危ないなとなった時に、パッと雪投げできない…いろんな方がいらっしゃいます。

そういう時に、そこに住んでいる人がですね、そのように自分の身の回りのことができないならば別のところに移ってもらうとかですね、そのようなことを思うというか…そういうことは一切ないかどうかということです。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 例えば、一人住まいの高齢者の人達で、体が少し不自由だとか、しかし要支援や要介護の対象にはなっていないとか、要するに自立するには非常に厳しいとか、そういうような範囲でものを考えてよろしいでしょうか。その場合に、下川町においては非常に限られた施設でありますけれども…支援ハウスとかですね、あるいは共生型の施設というのが今現在あるけども、この施設だけでは数としては非常に少ないということで、今後はそういう共同住宅とか、そういうことが検討されるかどうかということだと思っんですね。そういう意味では、簡単にはちょっといかないんですけれども、おそらくこれからそういうようなことももう少し考えていく必要があるのかなとは思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） ちょっと遠回し的に言いましたけれども、そういう方もそこに住む権利があるわけですから、できることは行政でしてあげる。先ほど言ったものを具体的に言いますけども、例えば、先ほど言った排気筒ですね、これは民生委員にも何度も電話がきてますし、社会福祉協議会でもそこへ行ってですね雪を投げたという事実もあるわけなんです。これを先ほど言ったとおり、財源的にすぐできるものではないということは分かってますけども、そういうのも踏まえて、やっぱりそういう弱い町民を守るという、ある意味使命感を持ってやっていただきたいし、今、町長が言われた、施設ということを聞いたんでなくて、今そこに住んでいる人で、冬場がなかなかできないという人もいるということなんです。そういう人達を…できるならば地域の人もちろん

そうですが、フォローしてあげて、自分達が長く住んでいるその場所で住み続けるようなものの考え方をしていってはどうかということです。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） その点についてはよく分かりました。最大限どういう方法がいいのかというのはいろいろ…経験もあるでしょうから、そういうところは担当課ともいろいろ協議しながらですね、そういう生活弱者の人達を少しでも支援できるようなかたちを取ってまいりたいと思います。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 次にいきます。前回の定例会で質問いたしましたが、その経過としてですね、この空き家対策と廃屋についての実態と対策について、その現状把握を示していただけるということなので、示していただきたいと思います。

また、その中においては危険度の高い廃屋の物件も含まれていると思いますが、所有者、又は管理者との話し合い交渉はどのように進めているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 「空き家対策と、廃屋についての実態と対策について」お答えをいたしたいと思います。

全国的に人口減少等により空き家が増加傾向にあり、大きな問題となっております。

本町におきましても空き家対策は重要課題として認識しているところであります。町では毎年、空き家の調査を行っておりまして、現在 62 戸の空き家と 14 戸の長期不在住宅を確認しており、その所有者等情報の整理を行っているところであります。今後、対象となる空き家の所有者または管理している方へアンケートによる御意見をお伺いし、今後の対策を検討してまいりたいと考えております。

また、「空き家バンク」につきましては、町内の空き家活用の促進を進めるため、今後も広報等を通じて登録物件の募集を進めてまいります。

倒壊の危険や近隣の住民に悪影響が及ぶ可能性がある家屋につきましては、所有者に連絡して、必要な対応をしていただくよう促しておりまして、「快適住まいづくり促進事業」による補助金を活用いただき、空き家の解体や改修を促進しているところでございます。

以上申し上げまして答弁といたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君）　まずですね「空き家対策特別措置法」…今年度の5月に施行になりましたが、その中に特定空き家のガイドラインですか、倒壊などの危険がある…柱が倒れかかっているとかですね、それから二番目に、衛生上著しく有害である…これはゴミの放置とか不法投棄による臭気が漂っているとか、それから景観を著しく損なっている…これは一つの例では、多数の窓ガラスが割れたままの状態になっているという、そしてそのまま放置しているという状況ですけども、これが周辺の生活環境に悪影響を与えるという、このへんに当てはまるような物件というのは、これは行政の方から指導、そして勧告及び命令という、この三段階の順序になっているわけですが、そのためにはまず所有者、それから管理者の把握ができていないと手付かずの状態になってしまう。

これは本当に急いでですね、やっぱりきちっと把握していただきたいと思います。この指導、勧告、命令という三段階をきちっと踏まなければ、過失なく措置を命ぜられるというですね、そこに引っかかるようなことも書いてありますが、いずれにしても前回も言いましたけれども、今、町長の答弁にあったとおり、高齢者で、自分の町にいないで、札幌とか地方の子供さんのところに同居するという方もこれから増えてくるやと思います。そういう意味でも、窓口の一元化のほうはできたかどうか聞いてみせんけども、そういうところで相談に乗ってあげて、そういう状態の空き家が増えないような…どうするこうするというのは財産権もありますけども、やはり相談に乗ってあげるということからやっていくことが、これも町民の方に新しくなった町長のそれが伝わっていく大きな仕事だと思うので、このへんをよろしくお願いします。

それからもう一つは、空き家対策の中で、有効活用ということを前回言いましたけども、この有効活用についてどのようなアイデアというか…練っていただけるのかをあったら答えていただきたいと思います。

○議長（木下一己君）　建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君）　空き家に関しまして、先ほど町長より答弁がございましたが、アンケート調査をこれからしていくつもりでございます。現在までその所有者及び住宅の管理者、そういう方達が把握できましたので、今後、その方達に、今後の活用方法、またどう思っているのか、それからどうしたいのか、そういう点をお聞きするためにアンケートをお配りしたいと思っております。それを基に今後の空き家の方針、そういうものを立てていきたいというふうに思っております。

アイデアといたしましては、アンケートを確認次第ですね、まずはアンケートの中で…町の解体にかかわる助成とか、そういうものをまだお知りじゃない方もいらっしゃるかもしれません。全体的にそういう周知をした中で、まとめまして、それからの方策、方向性をしていきたいというふうに思っております。

○議長（木下一己君）　3番　斉藤議員。

○3番（斉藤好信君）　空き家対策というのは、どこの自治体も非常にある意味困難といえますか、個人の所有財産権というのが大きなネックで、なかなか厳しい面もあると思

いますけども、あえて言うならば、下川のような小さな町だから、もっとスピーディーにできるということもありますし、それから前回私が示した、公営住宅の借上制度とかですね、そういういろんなものを…職員の方はいろいろそういう情報は…本当に優秀ですから…いろいろ情報収集して、下川に当てはまるというか、下川であればいいなというものを集めて、活用していただければいいなと思います。

それではこの件については、また次回聞くことにして終わります。

続いて、町立病院、あけぼの園、山びこ学園の3施設における人員不足の現状についてとうことで、この3施設は常時…端末の電話とかですね、それからハローワーク、それから町内の広報の中でも毎日のように募集されているのは知っております。僕もこの件は知っていて、何人かの方に声を掛けました。一つはですね、質問通告でさせていただきますが、賃金というものが一つの躊躇する大きな原因になっているわけなんですね。こういう例はどうかと思いますけども、一つ例を挙げると、例えば下川の臨時職員、嘱託職員、そんなに賃金は変わらないと思いますが、この賃金の金額と、例えばコンビニは時給でやる…そういう体制になってますが、時給で同じ時間を働いた金額とほぼ同じぐらいです。そうすると山びこ学園もあけぼの園も、それから町立病院もですね、仕事の的には非常にサラリーマン的に考えたらできないような…本当にある意味使命感を持ってやらなければならない…人とかかわりですから。そういうふうにと考えると募集に応じるということに躊躇してしまうのが現実なんですね。そこで、賃金…これも財源のことでいろいろ大変でしょうけども、賃金のことで例えば基本給をいじってしまうといういろいろありますけども、例えば手当……その前にどのような手当が今現在付けられているかお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 定数外職員、嘱託職員については職員と同様で、付かないのが住宅手当だと思います…確か。それから臨時職員については期末手当もありません。

あと扶養手当等も…少々お待ちください…今確認しますので。申し訳ありません。まず嘱託職員については住宅手当がありません。臨時職員につきましては時間外手当と通勤手当のみです。非常勤職員につきましては通勤手当のみでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 先ほど例を出しましたがけれども、そういう意味でもやはりですね職員の数…臨時職員の方、それから嘱託であってもですね、仕事の資格がなければできない仕事はもちろんありますけども、その他の仕事は一緒になってやっておられると思いますが、職員の数が少ないとどうしても…10人でやっていた仕事を8人でやる、7人でやるとなると、その負担がどうしても今現在いる方にしわ寄せがいつてしまう。それが長引けば長引くほど職場環境が悪くなってまいります。そうするとどういうふうになるかという、今いる職員の方もそれに耐え切れなくて辞められることも考えられます。

そういうふうに悪循環になる前にですね、できる手立ては行っていただきたい

というふうに思います。全国に約150万から160万ぐらいの介護職員資格…持ってる方がいらっしやいますけども、日本中どこでも、一旦は資格を取って勤めても、短い方は1か月、3か月、1年以内に辞められる方が本当に多いという。その反面、潜在的にそういう資格を持った方もいらっしやいます。僕は資格がなくても、こういう方を入れていただいて、その中で資格を取りたいという…そういう方には資格を取るための助成なども行ってあげて、長く勤めていただけるように。それは一つは…山びこさんにしても、あけぼのさんにしても、病院にしても、患者さんにとっては、いつもお世話してくれる人が代わることによって、意思の疎通をもう一回ゼロから始めなくてはならない…そういう面も含めて、やはり長く関わって、言葉が思うようにいかない人であっても、本当に目と目で思いが伝わるような、そういう環境が理想ですけども…持っていくのがいいんではないかと思うんですね。そういう意味を含めてですね、何とかこの処遇の改善に向けて、町長のそれこそリーダーシップを見せていただきたいと思いますと思いますが、いかかでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 3施設に限らずですね、今回、産業連携会議を開催して、やっぱり一番の問題は担い手対策というのを優先課題として取り上げさせていただく…当然この3つの施設についても特殊性のある専門職の必要性を感じておりますので、関係機関を通じて募集をしておりますけども、なかなか…斉藤議員が仰るとおりの条件だけでは人が来ないという、そういう背景にあります。そういう意味でも、今後こういう条件整備をもう少ししっかりやっていってですね、担い手の確保を図れる…そういう対策を行っていきたいと思ってます。

その一つに、これから「下川町福祉医療連携会議」というのを…これは民間の方々が入らない中で、コアには保健福祉課が入りまして、3つの施設のそれぞれ責任ある立場の方々においでいただいて、そしてそれぞれ共通する課題を見出して、それを解決できるように一つでも進めていければいいなと思っております。これについても、優先すべき課題は、おそらく担い手対策ということになろうかと思います。以上でございます。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） この点、本当にあまり時間を掛けずによろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと質問通告にはなかったんですが、下川の町立病院のお医者さんが一人、今、足りない状態だと思いますが、この件についてどのような募集というか…受け入れ態勢…人材を探していると思いますが、そのへんの経過をお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 外科医師が御承知のとおり7月末で退職されまして、既に様々な

機関をお願いをして、今、募集をしているところでございます。いろいろと情報は寄せられておりますけど、まだ確約できるものがないので、お伝えするところまでいっておりません。一日でも早く外科医師が見つかるように汗をかいてまいりたいと思ってます。

そのへんの経過について病院事務長の方から。

○議長（木下一己君） 病院事務長。

○町立病院事務長（蓑谷省吾君） 7月末をもちまして外科の岩野副院長が退職されまして、2か月ほど経過しようとしておりますが、退職願を受理後、北海道庁や北海道地域医療振興財団、北海道病院協会、さらには下川町のホームページなどによりまして、外科医の募集を継続して行っている状況にあります。4月に入りましてから道内に在住の外科の先生が町立病院を見に来られまして、現在その先生と交渉を継続しているところにありますけども、時期的にはそろそろその先生から御返事をいただける時期にはきていると思っております。実際にはその先生の御返事をいただいてからになりますけども、それまでの間、内科の片野院長と丸山副院長が外科診療もしておりまして、患者さんには極力ご不便をかけないようには対応しているところであります。なお、外科医の招聘につきまして御報告ができる時期がきました時には、改めて行政報告で御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 下川の町民の中にはですね、やっぱり住み慣れた自分の家でこれからも暮らしていきたい。在宅介護の方も多くいらっしゃいます。また、これから健康長寿ということで、そういう方々を増やしていく中で、施設になるべく入っていかないように、自分の住み慣れた家で過ごしてもらい、そういうことを踏まえて言うと、これからは訪問診療ですか…そういうのもこれからは増えるというか…希望というか、それこそ住民の希望が多くなってくるんじゃないかと思うんですね。そういう意味を含めてですね、医師の確保という…交渉ですから大変でしょうけども、中には本当に下川のような…自然の中でゆっくりとやっていきたい、町民一人一人と向き合った医療をしていきたいという方もいらっしゃると思っておりますので、そのへんを踏まえてですね、よろしくお願いいたします。

それからちょっと、僕ずっとですね…前回も議会で聞いていて、また、私の質問に対しての答えも含めてですけども、町長も含めて、検討とか、協議するとか、検証するとか、そういうお答えがしばしばありますけども、僕は検討するなら検討するで、いついつまでですね…文書でも結構ですので、こういう進捗状況だというお答えをいただけるような、そうでなければここで質問して、次にまたそれをやればいいですけども、しなければ何かうやむやになったような…何のための議会かというふうに僕は思うんですね。

そういう意味で、そういう検討する、協議するというお答えをした以上はですね、いついつまでにそれを文書なり、それから口頭なり、また議会なりでお答えするという、

ある意味ルールづくりをしていくことが大きな議会改革になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それについては私もずっと経験をしておりますので、十分理解できることだと思います。いずれにしてもケースバイケースで、それをしっかりと明記できないものもありますので、そういうのも含めてですね、先ほどの…例えば自治基本条例のように一応検討するといった中で、もう既にスケジュール等組んでいるものもございますので、そういうのをしっかりと明記して、お伝えするかどうかというところを、今、質問されていると思いますので、そのへんを正しく検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） そういうことです。その検討をまず具体的にね、すぐできないならできない、次の定例会までに答えるとかですね、そのへんをお聞きしてます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それはおそらく私一人で判断できないから答弁できないということなんです。全てのものを12月の定例会に答えるというわけにはいかないんですね…職員と協議しなければならないですから。そういうことをお伝えしているということです。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） そういう協議をしながらですね、時間が掛かることもあると思いますが、時間が掛からないでお答えできる、検討したことをお知らせできることは文書とかですね、そういう感じでお答えしていくという、お互いにそういうルールを持ってですね、やっていく方向でお願いしたいと思います。

今日ですね、町長の「日本一幸せなまち下川」にかける思いの一端をお聞かせいただきました。その思い、信念を全職員に浸透させて、そしてそれが町民一人一人に本当に受け止めてもらえるような、実感してもらえるような方向に進んでいくことをお願いして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（木下一己君） これで斉藤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号6番、1番 近藤八郎 議員。

○1番（近藤八郎君） それでは、私の方から一般質問をさせていただきますが、その前に

若干申し上げたいと存じますので、議長の許しをいただきたいと思います。

まず、本日の開会冒頭でも黙祷がございましたように、去る9月6日に、会計管理者でありました吉田伸男様が急逝されましたことは、御遺族はもとより、町や役場にとってもかけがえのない家族、仲間であり、活躍を期待された優秀な人材を亡くされたということは誠に痛惜の念で一杯だろうというふうに推察されます。私ども議会といたしましても、全く同感であり、衷心より哀悼の誠を捧げたいと存じます。

ただ、ここで一言苦言を加えさせていただくならば、会計執行上やむを得ないこととはいえ、亡くなった翌9月7日には後任の会計管理者を兼務発令するという、まだ葬儀も済んでない段階であまりにも早い対応ではないかなと。これは感情的な部分でございますので、そのように受け止めていただいても結構でございますが、こういったことを含めると、そのために故人のデスクに花一鉢を置くこともままならず、今日はこのように議場の中にありますけれども、本来、本人がわずか2か月程度の…しかも遺族の奥さんの話によりますと、過去にいろいろ皆さんに健康上、御迷惑をかけて、やっとこの度、皆さんに御恩返しができるという、そういう職場をあえて与えてくださったということで、非常に感謝をし、喜んでいたというふうに聞いておりますが、わずか2か月余りであるように急逝されたわけございまして、遺族や仲間、そして同僚、それから兼務発令された後任者の気持ちを思うとき、ほかに適切な方法はなかったのかなというふうに思う一人でございます。

そこで、町長は、町の代表者であると同時に、役場という一家の主でもございます。

民間企業と比べて甘いと感じるかもしれませんけれども、そのへんの気配り、目配り、思いやりに配慮することで、やはり数多く抱える職員、仲間の皆さんも、町長の思いや意気に感ずることが多々あるのではないかと、こんなふうに思っ、事前に通告していない事項でございますけれども、この機会に町長として感じるころがあれば後ほど発言をしていただきたいと、こんなふうに思います。

さて、本題の質問に入らせていただきます。

町長は、政策の柱の中で「社会循環」を基礎に五つの項目を掲げており、その中で「人材の循環」で職員の意識改革を重点項目とされております。今日も何回か意識改革という言葉が出てきておりましたけれども、その中で6月の定例町議会を前に、既に職員の意識改革に取り組んでいるとの一部報道がありました。職員の意識改革と職場の安全衛生対策、さらには職場の環境は極めて重要と考えられます。

そこで、私の方から次の三点について、町長の見解をお伺いしたいと思います。

第一点は、既に進めているというふうに報道されました意識改革とはどういうもので、具体的な内容等をその実施に至る経過を含めてお話をいただきたい。併せて今後も多様な意識改革の在り方を継続して求めていくと思っておりますけれども、そういった場合の意識改革の方策について伺いたいと、こんなふうに思います。

第二点は、設置義務のある安全衛生対策の組織体制と近年における安全衛生対策と当該委員会の近年の特徴的な取組、もしございましたらお伺いしたいというふうに思います。

それから、最後に三点目は、職員研修の一環として、国の機関、また、他の自治体との派遣交流を実施しておられますが、病気や事故でお亡くなりになったこと、それから

希望する専門職員の採用確保も非常に困難な中で、職員数が不足しているというふうに思っておりますが、そういったことから、今後も職員の派遣交流を続けていくのか、このあたりで一度立ち止まって、そのへんの事情をよく見直すという考えはないかどうか。

まず、簡潔な答弁を期待して、この三点を質問したいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） まず、会計管理者の吉田さんが亡くなられて、いろいろと不手際があったこととお詫びしたいと思います。いずれにしても住民の方々に迷惑を掛けないようにということで、現金の出納等不備が起らないように、手続きが遅くならないようにということでの事務的なことをごさいますて、そのへん少し配慮に欠けたなと思っております。

それでは、「職員の意識改革と職場安全衛生対策について」の御質問にお答えいたします。

まず、人材の循環における職員の意識改革に向けた基本的な考え方ですが、さらなる住民サービス向上に向け、職員一人一人が目的意識を明確に持ち、組織として職員の能力を最大限に発揮させることが必要不可欠であると考えております。

一点目の「既に進めている意識改革の具体的内容と今後の方策」につきましては、5月1日の初登庁以来、管理職連絡会議や課長会議、職員との懇談会など様々な機会を通じて、政策の理念、考え方を伝え、職員との情報共有や情報の提供に努めているところでございます。また、庁舎ネットワークを活用し、各々のスケジュールを管理し、共有することなどをはじめとして、私の考えをメールで全職員に配信するなど、意識改革に取り組んでおります。

今後は、職員の能力向上について、総合的、計画的に推進するための人材育成基本方針を策定するとともに、各種研修への積極的な参加など、あらゆる機会を通じて、職員の意識改革と人材育成に取り組んでまいり所存でございます。

二点目の「労働安全衛生対策の推進体制と特徴的な取組」についてでございますが、副町長を総括安全衛生管理者とし、課長職等で構成する下川町安全衛生管理委員会を設置し、職員の安全と健康保持並びに快適な職場環境の形成に努めているところでございます。

近年では、メンタルヘルスに重点をおいて、衛生・健康面の取組を進めており、ストレスチェックの実施、各課作業注意事項や重機作業安全マニュアルの作成、各種研修への参加などを行っており、今後におきましても、労働安全面のさらなる向上に取り組んでまいります。

三点目の「職員の派遣、交流の見直し」でございますが、派遣研修、人事交流については、職員の意識改革や資質向上など人材の育成に大変効果的であるとともに、本町の施策の推進に大変有効であると考えております。中長期的な視点で、本町の将来を担う人材を育成していく観点から、今後におきましても、派遣先、業務、人数、時期などについて、本町の状況を十分考慮しながら継続してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 早速回答いただきましてありがとうございましたというふうに申し上げたいところでございますけれども、何点か再質問をさせていただきます。

一つは、町長自身が公約の中で、プロジェクトに際して横断的なチームを編成して、人事評価を実施したり、地域担当職員の検証など、合わせて10項目ほど掲げておりますが、一番必要なことは、職員のやる気というかモチベーションを高めることではないかと。そういった工夫が必要ではないかというふうに思いますが、ここでお聞きしたいのは、導入して久しいグループ制の検証、例えば、グループリーダー会議等はそれなりに行っていると思うんですが、このグループ制を導入した当時に比べ、今の状況はどうか。それから、グループ内での議論が十分行われているのか。そういった検証が是非必要ではないかというふうに思います。

それと、かなりの兼務職員が多い中で、このグループ制の構成に無理がないのか、こういったことも併せて検証することが、新しい町長としての任務の一つではないかと思えますし、そういったところから必要なプロジェクトチームの編成が可能となりまして、より柔軟な機構改革を実施することができるのではないかというふうに思いますので、こういったことを念頭においた機構改革を実施するという前提での検討する気があるかないかお伺いしたいと思います。縦割りの組織では、常設のプロジェクトチームというのは非常に難しいというふうに私も理解はしておりますが、当然このように少ない職員数の中ではそれも当然かと思えます。ただ、本来、計画課と実施課というのは相互に連携をしながら事業を進めていくというのが大変理想だと思うんですけども、下川町の場合、私は退任後、よく理解できませんけれども、トップダウンで一方向的に制度導入をしないかぎり、横断的な連携は可能であり、ここで職員の縄張り意識を捨てることが大変必要ではないかというふうに考えている一人でもございますので、このグループ制の検証にあわせては、そういったことを念頭にする気はないかどうかをお伺いしたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 御質問のグループ制の今の状況でございますけれども、既に何回か答弁させていただいておりますけれども、様々な機会の中で懇談会を開いてですね、ちょっときめ細かにそういうところの状況を把握していきたいと、今、実施しているところでございます。おそらくそれをすぐに…グループの問題をやめてしまうとか、以前の係制に戻すとか、こういうのを性急にやってしまいますと、またそこにいろんな歪みが起きてくる可能性がありますので、十分そこはグループ制のメリット、デメリット…こういうところを検証して、それから次の段階を踏んでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 決してグループ制を否定しているわけではなくて、是非検証をしながら、より良い機構改革等ができればいいという意味で発言したんですが、それに併せて、現在の7課制ですか…それをさらに編制をなおすという意味での機構改革は、今後考える予定はないでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それも含めてですね…先ほどいろんな答弁の中に出ましたが、グループ制の良さというのは一つの課題をグループ員が共有していくということなんです…施策についても。だからそういう意味では、それが本当にこれまでの係制からグループ制になったときに、そういうことがいかされてきたかどうかという、その検証がしっかり行われることが大事なんじゃないか。そういうことを検証した上で、今度は機構改革という段階に踏んでいくのではないかなと思っております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） その分については分かりました。十分な検証を是非期待したいと思いますが、一方で人事評価というところがございます。町長の公約の中にもありました、人事評価をするというふうになっておりますが、御承知のように「地方公務員法」の改正によりまして義務付けられたこの人事評価でございますけども、町の方で導入する場合には、行政事務に限定するのか、あるいは当然のように医療や福祉、生産現場もその対象となっていくのか。その際に、町民の方が最も求めている地域イベントの支援、公区活動、他団体への活動、それから先ほど町長は、地域担当職員を性格上ボランティアという表現をちょっとされて私気になったんですが、そういうことも含めて、地域活動は評価の対象にならないのかどうか、このへんについて若干お話を伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 人事評価については、制度的に28年度から導入していかなければならないということでございまして、ただ、今いろいろと労働組合ですとか、あるいは課長会議等でいろいろ意見をいただきながらですね、施行期間も含めて今これから進めていこうという段階でございます。ただ、それが給与面だけに反映されるようなイメージを持たれますと、いろいろ課題が残ってまいりますので、一定程度…そういう給与面については少し後回しにしてですね、それぞれの人材の能力の評価をしていける、そういう過程を踏んでまいりたいなと考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今の人事評価の件についてはですね、公正な人事評価ができるように十分内部議論を尽くしていただきたいのと、決してトップを走る必要はないと思いますので、そのへんを含めて、制度上28年度から実施ということでございましょうけれども本当にトップで走る必要はないというふうにお伝えしたいと思います。

さらに、安全衛生委員会の関係ですけれども、先ほど詳しく…総括安全衛生管理者、あるいは課長等で組織する安全委員会との説明がございましたけども、そういった安全衛生委員会が規定どおり実態として機能しているのかどうか。近年、この下川町の職員の中でも事故や病気などで職員がお亡くなりになったり、あるいは長期、短期療養を余儀なくされたりと、そういった方が多いというふうにも私も認識しておりますけれども、そういったところでのこの当該委員会の果たす役割というのは大変大きいものではないかなと、こういうふうに思っておりますが、既存の委員会体制というのは形骸化していないかどうか、そのへんの認識のほどを聞かせていただきたいのと、それから構成する委員が全て充足されているのかどうか、もしされていないとしたら…されていなくても機能するのか、そのへんについてはどのように考えているのか、これは具体的な実務でもございますから、そういった実務部分についての担当の方の説明で結構でございますので、よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 私、総括安全衛生管理者という立場にございますので、その点については私の方から答弁させていただきたいと思います。

安全衛生委員会の構成については、先ほど町長が申し上げましたが、私を総括管理者としまして、所属長、それから病院の院長を充て職として委員としております。そのほか衛生管理者としては町長の選任する保健師担当が1人、それに自治労の労働組合の推薦されます3名の委員ということで組織をしてございます。合計で20名ということになってございますが、そういった充て職、それから推薦、選考含めて充足をしている状況です。

今年度の開催につきましては、7月の16日に第1回目を開催してきているところでございます。近年、メンタルヘルスに対する取組を重点的に行っている状況でございまして、これに関しては研修計画を立てて、メンタルヘルスセミナー、それからストレスマネジメントの関係について、管理者を含めてその該当する職員に対して研修をしていただいていると同時に、町内での職員研修として保健師などを講師としたそういった研修も実施をしております。

また、健康診断については毎年1回実施をしているわけですが、こちらの健康診断結果につきましても、それぞれの各職員の健康の部分で、再検査を含めた…そういった通知を含めて、健康管理をしている状況でございます。

それから、上川町村会で旭川医大の先生を…上川管内の職員を対象とした相談窓口ということで、旭川医大の先生を委嘱してございますので、そういったところに個別の相

談が取れるような、そういった体制も組んでおりまして、そういった体制を取っているところでございます。

ただ、安全衛生委員会…実施をしながら、それぞれ各職員のメンタルヘルスを含めた健康管理を実施してきてございますが、現状で十分だという認識は持ってございませんので、さらに努力をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 旭川の医大とも連携しているということでは心強いなというふうに感じておりますが、ただ一つですね、これからもこの安全衛生委員会というのは重要な役割を果たすと思っておりますが、中心となるのは管理者である所属長だと思います。

その所属長が、それぞれ自分の所属の職員の健康面、特にメンタルヘルスの部分について十分な理解と監視をすることによって、療養するような職員が出ることがないようにですね、私の方からも期待をしておきたいと、こんなふうに思って次の質問に入るわけでございますけれども、最後になりますけれども、職員の定数と準職員を含む実人員、それから嘱託職員、期限付き臨時職員…この数、そして併せて町の法定障害者数の雇用率とその実数、このへんについてちょっと具体的に数字をもっていればお教え願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） まず職員の定数と実人員でございます。職員の实人員は現在…消防は除いてでよろしいですか…準職員1名を含めて158名でございます。定数は220人となっております。嘱託職員と臨時職員の人数でございますが、嘱託職員は35人、臨時職員が29人、非常勤の臨時職員は96人、合わせて160人でございます。障害者の法定数でございますが、下川町の場合の法定必要数というのは3名でございます。雇用数は準職員が1名、それと非常勤の臨時職員2名の現在3名を雇用しております。その中で重度心身障害の場合は2人ということでみなされますことから、3名の内1名がその対象となっておりますので、4名を雇用しているとみなされるかたちになっております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 今、具体的な数字をあえてお聞きしたのは、特に職員定数が220人の中、準職員を1名入れると158人だという説明なんです、ここの定数と実人員の数の違い、こういった職場にこの違いが多いのか、その点ちょっとお聞かせください。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 減数の多いところとしましては、あけぼの園が定数33に対

して実人員21人ということで12人の減でございます。あと、病院の定数は42人に対しまして実人員26人ということで16人の減でございます。これにつきましては、ちょっとこちらのミスもございますが、70床の時の定数がそのままになっております。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） ということで、定数と実人員の差を聞いた狙いはですね、先ほど私の前の方が質問しましたように、実際に職員を採用したい、あるいは公募してもなかなか集まらないというところと関係するんですけども、このあけぼの園が33人の定数を持ちながら21人でやっておれるのか、あるいは雇用が困難だからこれだけの欠員が出るのか、このへんについては十分な理解がされてないと思います。病院については、70床を前提とした定数をそのままにしてあるというんですが、たぶんそのほかにもですね、医者の方の充足とか看護師の充足を法定どおりやると、それなりの数がいるということで、私はそこは理解できます。そういった意味で、各職場でそれぞれ職員不足を抱えているんですが、恐らく…これは私の見当違いであればそう言ってほしいんですが、一般行政職については10年前も、あるいは15年前も今もそう人数は変わらないと、そんなふうに理解をしているんですが、それに引き換えていろんな事業を町は導入されております。

その一方で必要な職員研修の一環として、職員の派遣、あるいは交流をされております。今年度は確か3人だったと思うんですけども、以前はもっとおりました。そういう意味で、私も在職中は非常に良い制度だというふうに理解はして、むしろ進めていた方でございますけれども、やはりこのように職員数が減ってきた中では、一度このへんの部分については、例えばですよ、他自治体の交流では、一度この特殊な理由があるからということで立ち止まって中断するというのも、相手方があることですから円満な解決を望んでやることも可能でしょうし、それからいろんな補助制度を導入するがために、あえて派遣しなければならない、こういうことがあるかもしれませんが、町長は、この職員の交流派遣についてはいろんな人材を育てるという意味では今後も続けていきたいとありますが、町長は議員の時代からですね、常々、公的機関よりは民間に派遣するほうがより効果的な職員研修になると常々言っておりましたが、その考えは今も変わりがないかどうか。

それと、制度導入等があつて、これからもさらに職員の派遣を考えていくということであるのかどうか、そういったことをもう一度お話をしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 人事交流…派遣というのは大変重たいものだと考えております。

私も5月に就任してから既に人事が行われている方もいらっしゃいましたので、そのへんについては既存のままでいっておりますけれども、明年度以降について、いろいろと斟酌していかなければならないわけですけども、仰るとおり非常に人材的には今、定数の中で非常に少なくなっておりますので、それをあまり背伸びをしてですね、派遣、交流をしてしまいますと、非常に本来の業務に支障を来していく可能性もあります。で

すから、できれば交流でやれるというのが一番人数的にはいいわけなんですけども、それがかなわない場合には取りやめも検討の一つでありましょうし、あるいはまた続けていく上でも、しっかりとそこを確認をしていかなければならないということがあろうかと思います。いずれにいたしましても、これについても年内に少し判断をしていかなければならないということがありますので、既にそういう動きをさせていただいているところでございます。

それから、民間への派遣については、これは私は今でもそういう意思を持っております。ただ、現状では今それはかなわないというのが本来でございまして、そういうのも含めてですね、これから本当に人材が非常に潤沢に育ってきたら、またそういうことも検討できるんじゃないかと思っております。現在はそれがかなわないということでありまます。以上です。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 率直な答弁いただきましてありがとうございます。

ところで、国等に派遣された職員、こういう方々が、例えばですよ、所管の省庁等で、下川町が制度導入をしたいということで、そこに行ってから得る場合もあるでしょうし、あるいはそこに行ったらまたそういう制度導入にぶつかるという機会もあるでしょうけれども、そういう意味では派遣された職員が、その事業の確保、導入について、ある面プレッシャーになっていないのかどうか、もしそういったことがあるのであれば、やっぱりこの職員の派遣研修というのは一考を要することではないかと。ただ、町にとってはメリットがあるということについては理解できますが、そういったデメリットの部分もあるということの御理解を願いたいということと、派遣研修終了後に戻ってきて、新たな職場で配置された場合に、そのことを十分にケアをしたり、サポートをするに足る態勢をとっているのかどうか。これはやっぱり管理職であり、あるいは主幹であり、管理職の立場にある者の考え一つでございましょうけれども、もちろんそういった立場になる職員の個人差もあろうかと思いますが、是非そういった派遣後の職員のケア、サポートについては今一度御一考を願いたいと、こんなふうに思っております。

さらに加えて言いますと、町のいろんな施設がございまして。生産活動の伴う施設、そういった施設に直接職員が出向いて当然のように仕事をしておりますけれども、今こういった少ない状況の中で、戻ってきてデスクワークもままならない状況の中、そういった施設にぴったりと張り付いていかざるを得ないというそういうこと。これについては、実施課だからいいのか、あるいは計画課だから行かないのか、それは別にしましてですね、やっぱり過去にあったように、サンル牧場や加工研究所のように、あるいは堆肥盤施設のように、職員が直接行ってそこで仕事をしなければならないという体制は、行政改革等でですね、あるいは行政効率化委員会等で十分検討されて、早い時期にそういった職員は、本来といったら語弊があります…本来といったら語弊がありますが、やはり計画的なことをしっかりと遂行できるような職場に戻ることを前提に人事体制を考えていただきたいと。そういうことを含めて、私は機構改革とかグループ制の見直しをということで質問させていただきました。そういうことで私の質問は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 大変貴重な御提言ありがとうございました。派遣している職員も家族がいらっしゃる方もおりますので、そのへんはしっかりと本人の成果ですとか、あるいは本人の意向ですとか、あるいは経験したことだとか、いろんなことを個々に尋ねてですね、そしてそれを次の方に反映していきたいなと思っております。

また、職員がいろいろ現業部門で担うということについても、これについては既に先ほど、公共サービスの在り方というのをいろいろ領域の話をさせていただきましたけれども、指定管理とか委託制度とか、こういうのを使って民間事業者の方々が公共サービスの担い手になってきているという現実もございまして、そういう領域の分担をしっかりと役割として振り分けてですね、そして職員の人達がスムーズに業務を執行できるように今後ともしてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） これで近藤議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（木下一己君） 日程第 6 発議第 1 号「下川町議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 4 番 奈須憲一郎 議員。

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、発議第 1 号 下川町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案趣旨を申し上げます。

本案は、昨今の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準町村議会会議規則中、会議への欠席に関する規定の一部改正に伴い、本規則の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、会議規則第 2 条の「欠席の届出」の規定中、第 2 項において、「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」と規定するものであります。

なお、この規則の施行期日につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上申し上げ、提案理由といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただ今から、4時15分まで休憩いたします。

休 憩 午後 4時 5分

再 開 午後 4時15分

○議長(木下一己君) ただ今から、会議を再開いたします。

日程第7 議案第1号「下川町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第1号 下川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この度の条例改正につきましては、国民の利便性の向上、行政運営の効率化および公正な給付と負担の確保を目的として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号利用法」が平成25年5月31日に公布され、本年10月5日から施行されることに伴う所要の改正を行うものであります。

条例改正の主な内容を申し上げますと、個人情報保護条例について、番号利用法の規定を踏まえ、町が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するための措置を講ずるための改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 議案第1号 下川町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

事前に配付させていただきました、議案第1号説明資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。改正案の主なものについて説明をさせていただきます。

まず、第2条は、定義の追加でございます。

第2号の特定個人情報につきましては、法の規定により、12桁の個人番号と、それによって管理されている個人情報、これをあわせたものを特定個人情報としております。

第3号の情報提供等記録につきましては、特定個人情報を、いつ、誰が、どのような事務に使用したかを記録するものでございます。

次に、1ページの一番下の方になりますが、第7条の2、特定個人情報の収集等の制限でございますが、これは新たに規定するものでございまして、第1項では、「実施期間中は、特定個人情報を収集するときは、あらかじめその利用の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲で収集しなければならない。」としており、第2項では、「法で制限された場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。」とされております。

次に、2ページの第8条の2の特定個人情報の利用の制限でございますが、利用目的以外に利用できるものとしまして、第2項で、「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。」とされております。

次に、3ページ、第17条、開示請求に対する決定でございますが、実施機関は、開示請求を受理したときは、14日以内に開示するかどうかを決定することになっておりますが、ここでは、やむを得ない理由により決定できないときについては、現行の規定では60日を限度として延長することができるとされておりますが、これを改正では28日…4週間でございますが、これを限度とすることに改正するものでございます。

次に、4ページでございます。第27条の3でございますが、自己に関する個人情報の利用停止の請求について規定されておまして、利用制限、収集、保管、ファイル作成、提供の制限に対する違反につきましては、実施機関に対し、利用停止を請求できることになっております。

条例の施行日は、附則において、番号利用法の施行日である10月5日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 条例改正の共通事項でお聞きしたいんですが、議会に提案する条例改正等については、内部機関としてチェック機能…以前には条例審査委員会等というのがありましたけども、現在はそういうものがないという解釈でよろしいでしょうか。

もしそうであれば、今回、随所に、この次予定しております議案第 3 号と併せて、「手続き」の「き」が一方では入ったままになっている提案もありますし、そういったチェックができてない理由なのかなというふうに思いまして質問させていただきました。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 現在、条例の審査委員会はございません。条例審査については、副町長、それから担当の課長、主幹、それと担当者で、それぞれ提案する所属課等から内容を聞いた上で審査を行っております。今、「手続き」という言葉の関係でございますが、これは国の方で、今後新たに条例を改正する場合は、「手続き」の「き」を抜くかたちで、前回の行政手続法からそういう方式が取られまして、3 号の「行政手続き」については、条文の中でございますので、そのままとさせていただいております。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） まだ提案されてない部分に触れたものですから、ちょっと困ったんではないかと思うんですけども、それで共通事項として質問したんです。というのは…そういった内部機関のチェック機能が無くなったという答弁でいいんですけども、そういったことによって担当課から出てきたまま上がるということになるから、今回も特徴的なのは議案第 3 号もそうですし、それから組合規約の改正も附則なんかはそれぞれまちまちの表現を使っております。そういったことのチェックが、内部の条例審査機関というのがあれば出来て、提案者は町長一人ですから、担当課が別でも町長が提案するしかないというところを理解すると、各課にしっかり勉強してもらいたいという意図は理解できますが、そういったチェック機能をしっかり持つことも法務上、必要なことでないかということで質問させてもらいましたので、他意はございません。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 今ちょっと組合規約の関係が出ましたんで、これにつきましては、以前こちらで内容整理させていただいたことありましたが、この規約を各町村が議決して、上がっていった規約がみんなそれぞれ町村でバラバラになってしまったと。

それで、統一して向こうで示した案を出していただきたいという要望がございまして、そのまま出させていただきます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第8 議案第2号「下川町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、特定警察職員等に含まれる消防職員の退職共済年金特例規定に係る引用法令が「地方公務員等共済組合法」から「厚生年金保険法」へ改正となったことから、所要の改正を行うものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 9 議案第 3 号「下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町証明事務等の手数料徴収条例について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号利用法」が平成 27 年 10 月から施行されるのに伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る交付手数料の額を定めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほ

どお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮丸英之君） 議案第 3 号 下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例の主な内容につきまして、説明させていただきます。

事前に配付させていただいております議案第 3 号説明資料「下川町証明事務等の手数料徴収条例新旧対照表」をご覧ください。

はじめに、別表（第 2 条関係）の右側の改正案におきまして、第 16 項の次に第 17 項を追加する改正をおこなっております。

追加の第 17 項の内容でございますが、第 1 号において、通知カードの再交付の交付手数料を、1 枚につき 500 円。第 2 号において、個人番号カードの再交付の交付手数料を、1 枚につき 800 円と規定するものであります。

通知カードについて説明いたしますと、全ての住民の方に個人番号をお知らせするための紙のカードでございまして、氏名、住所、生年月日、性別及び 12 桁の個人番号が記載されているものでございます。

また、個人番号カードであります。氏名、住所、生年月日、性別及び 12 桁の個人番号及び顔写真などが記載されるとともに、これらの情報が I C チップに記録されたカードでありまして、各種行政手続のオンライン申請や公的な身分証明書など、様々なサービスに利用することのできる多目的カードでございます。

交付の方法ですが、まず 10 月 5 日以降に通知カードが全ての住民に対して送付されます。通知カードを受け取った後、個人番号カードの発行を申請された方が、平成 28 年 1 月以降、通知カードと引き換えに個人番号カードの交付を受けることとされており、それぞれ無料で交付されるものでございます。

次に、現行の 17 項以降の項目につきまして、それぞれ 1 項ずつ繰り下げる改正を行うとともに、個人番号法の施行に伴い、交付手続が終了となる第 16 項の住民基本台帳カードの交付手数料等の規定について廃止をするものであります。

施行につきましては、附則におきまして、平成 27 年 10 月 5 日としておりますが、第 16 項の住民基本台帳カードにつきましては、平成 27 年 12 月 31 日をもって廃止とし、第 17 項第 2 号の個人番号カードにつきましては、平成 28 年 1 月 1 日とするものであります。

以上申し上げまして、下川町証明事務等の手数料徴収条例の一部を改正する条例の概要についての説明とさせていただきます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） これは間近に行われることですが、管理体制についてちょっとお答えいただけますか。全国的にいろいろ…まだ問題は起きてませんけども、厚生年金の関係もありまして、各地方です、管理体制ということで、下川の管理体制の部分で、もしお答えできれば。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 今回、補正予算にも計上させていただいて、お願いをしているところですが、ナンバーカードが通知される 10 月 5 日から、この個人ナンバーを扱うパソコンでインターネット等はできないという状態になります…扱いとしては、ですから、それを区分しなければならないということで、現在、それが一緒になっているパソコン等もたくさんありますので、それに対応していかなければならないかたちになります。以上です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 10 議案第 4 号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」、日程第 11 議案第 5 号「北海道市町村総合事務組合理約の変更について」、日程第 12 議案第 6 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につ

いて」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 4 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更、議案第 5 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更、議案第 6 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につきましては、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、「道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」、「西十勝消防組合」、「北十勝消防事務組合」、「東十勝消防事務組合」、「南十勝消防事務組合」の脱退及び、「とかち広域消防事務組合」の加入に伴い、それぞれの組合理約の一部改正が必要なため、「地方自治法」第 286 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 13 議案第 7 号「下川町表彰条例に基づく表彰について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 7 号 下川町表彰条例に基づく表彰について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、「下川町表彰条例」第 3 条の規定に基づき、町の自治、教育文化、産業及び社会福祉など、町政の進展に特に貢献し、功労のあった方に対する功労表彰の決定について、議決をいただくものでございます。

今回提案いたします、前下川町長 ^{あんざい} 安斎 ^{たもつ} 保 氏につきましては、9 月 7 日に表彰審査委員会を開催し、満場一致で賛同を得たところでございます。

前下川町長 安斎 保 氏のご功労につきましては、別紙参考資料のとおりであり、今さら申し上げるまでもございませんが、昭和 32 年 10 月、下川町に奉職、税務課長、町立下川病院事務長、建設課長の要職を歴任されるとともに、平成 7 年 6 月に助役に選任され、卓越した指導力、統率力はもとより、政策立案能力を発揮されました。

平成 11 年 5 月に下川町長に初当選以来、本年 4 月まで連続 4 期 16 年の長きにわたり、町長として卓越した手腕を発揮し、地方自治の伸展と地域振興に寄与され、多大な功労をされたものであり、この度、功労表彰の提案をするものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番 近藤議員。

○1 番(近藤八郎君) 本案につきまして、私も一時同じ仕事をさせてもらったという立場もございますけれども、一言賛成の立場で討論を申し上げたいと思いますが、まず、町政の推進に特に貢献し、功労のあった方として、この度、前下川町長 安斎 保 様が表彰審査委員会の席上、満場一致で推挙され、議会に提案されました。このことは、氏の功績は今更言うまでもなく、4 期 16 年、町政のかじ取りとして、下川の産業経済の振興、町民の福祉向上、特に環境未来都市の選定など、小規模町村のモデルとして、先駆的な取組は国内外から注目されました。この度の表彰は当然のことであり、今後に繋がることと期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長(木下一己君) ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第 14 議案第 8 号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(谷 一之君) 議案第 8 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案

理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となった契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、下川町特用林産物栽培研究所に自動包装設備一式を購入するものであります。

経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規定に基づき、9 月 3 日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について検討いたしました。

その結果、これまでの業績と今回の購入物品の内容を勘案し、2 者を指名のうえ指名競争入札を行ったものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 落札率をお尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 75%です。

○議長（木下一己君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 15 議案第 9 号「下川町道路線の廃止について」、日程第 16 議案第 10 号「下川町道路線の認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 9 号及び第 10 号 下川町道路線の廃止及び認定についての両案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、「道路法」第 8 条及び第 10 条の規定により、町道路線の廃止及び認定を行うものでございます。

今回、対象となる町道「共栄町東仲通り線」及び「南 3 条通り線」の一部が、まちおこしセンターの建設予定区域内に位置することから、それぞれ終点を変更するための廃止及び認定を行うものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 議案第 9 号及び第 10 号 下川町道路線の廃止及び認定につきまして、事前に配付させていただきました参考資料No.2「下川町道路線の廃止及び認定位置図」により説明させていただきます。

今回、廃止及び認定をお願いいたします路線は、路線の一部が（仮称）まちおこしセンター建設予定区域内に位置するため、町道を廃止し、再認定を行うものであります。

2 路線とも、起点を変更せず、終点及び延長を変更して、再認定を行うものであります。図面では、廃止路線を破線、再認定路線を実線で示しております。

図面中央、路線番号 89「共栄町東仲通り線」は、下川基線を起点とし、南 3 条通り線を終点とするものであり、これを廃止し、再認定では、建設予定区域北側境界を終点とするものであります。認定する起点は旭町 13 番地 3 地先、終点は共栄町 90 番地 3 地先、延長は 132.5m でございます。

図面左側の破線、路線番号 92「南 3 条通り線」は、中学校通り線を起点とし、にぎわいの広場、バスターミナルを経過し、24 線を通過し南町通り線を結ぶものであります。

これを廃止し、再認定では、終点を 24 線とするものです。認定する起点は共栄町 13

番地 1 地先、終点は共栄町 86 番地 1 地先、延長は 275.4m でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 理由が、まちおこしセンター建設区域内にということなんですが、この廃止路線、認定路線合わせると、差が133.5mほどありますが、この時期に廃止、認定をしなければならないのでしょうか。しかるべき時期に廃止、認定はいつでもできるんじゃないかというふうに理解できますが、形状変更等で既に路線等が無くなってしまうのか、区域内だから単純に廃止をして新たな路線を認定するのか、そのへんちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 予定建設物の位置に入っております。南 3 条通り線は建設の一部に入っている道路でございます、その上に建てなければ建たないというような内容でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） それは分かりましたけれども、それは廃止しないと建たないのでしょうか…その建てる時期というのはそんなにすぐあるんですか。私が言っているのは、133m…貴重な延長です。しかるべき時期と言ったのは、それなりに…算定される時期を過ぎてから廃止されても十分ではないかというふうに考えたので質問したまでですが。総務課長の方からでも答弁いただければ。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 道路延長の算定…普通交付税の関係だと思われませんが、道路の廃止、認定につきましては、道路台帳の検査がございます。当然そのしかるべき適切な時期の廃止、認定をしていないと、後々台帳の検査、告示等の検査等で引っかかるといったらあれなんですけど…ちょっと都合が…正しいやり方ではないと思いますので、予定された適切な時期に廃止、認定をすることが適切でないかなと思います。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 9 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 17 議案第 11 号「損害賠償の額を定めることについて」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 11 号 損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、去る 8 月 3 日、町内南町 349 番地 3 にある下川町 B & G プール駐車場で起きました車両事故に伴う損害賠償の額を定めるものでございます。

本事故は、公民館主催のスイミング教室に子供を送りに来た、下川町 [REDACTED] 在住、[REDACTED] 氏が、帰宅のため自家用車を B & G プール駐車場からスポーツセンター東側駐車場出口に向け走行中、途中にある駐車場に設置された排水路を覆うグレーチ

ングを通過する際、グレーチングが跳ね上がり、左後輪のタイヤを破裂させたものでございます。

この度、過失割合が10割と確定し、2万2,000円を賠償することで示談が成立しております。なお、賠償金につきましては、一般会計補正予算で措置しております。

日頃より、職員には、施設管理につきましては十分注意を促しているところでありますが、このような事故が起きたことに対しまして、深くお詫びを申し上げる次第でございます。

今後は、施設管理に十分注意を払うとともに、被害者に対し深くお詫び申し上げます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 損害賠償の額を定めることについて異議ないんですが、一つ確認したいんですけども、この施設は体育施設で、指定管理者の指定の下に行っている施設だと思うんですが、いかがでしょうか。そうした場合に、その指定業者の管理に瑕疵があったのではないかと。あるいは、こういうふうに損害賠償を町が最終責任者として設置したとして、責任を負わなければならないけれども、その部分については指定管理者側の瑕疵があった場合は、そちらに責任を転嫁するということが必要でないかというふうに考えますが、今の提案理由の中には一言も指定管理者のことは触れておりませんので、そのへんについては一度ここで明らかにしていただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（堀北忠克君） ただ今の質問に対してお答えします。

今回、このような事故がございまして、その施設のグレーチングについては早急に溶接等をして、跳ね返らないように対応しています。さらに、指定管理に関しては、他の施設もございまして、教育委員会の方からこのようなことのないように点検をさせて、修理するところは修理をさせて…指示をしております。今後もそのようなことのないように施設管理を徹底するよう、こちらから指示をしているところでございます。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（駒井英洋君） 指定管理者の瑕疵の関係でございます。事前にその状態が分かっている、その事故が起きた場合は、指定管理者の瑕疵は認められると思いますが、事前にそれが担当課、指定管理者ともに気が付かなかった、そういう状態でございます。

ので、町の方での責任として挙げております。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 各種施設が指定管理者の下に指定されて、管理運営されていると思うんですが、お互いに分からなかったから仕方なかったということであれば、これからもっと大きな事故があった時に、分からなかったから仕方ないでは済まないと思うんですよ。そういう意味では、指定管理者にもっと責任の所在をしっかりと明確にするようにですね、こういう事例を基にやらないと、決まった指定管理者は決していい人気ではありません。そういうことも含めて質疑をさせてもらいましたので、本当は意見の中で言いたかったんですが、そのような答弁があったんで加えて言って質問を終わります。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

本日の会議時間は、会議規則第 9 条第 1 項の規定により、午後 5 時までとなっておりますが、議事の都合により、同規則第 9 条第 2 項の規定によって、会議時間を延長いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 18 議案第 12 号「平成 27 年度下川町一般会計補正予算

(第3号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第12号 平成27年度下川町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年度一般会計の第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ2億8,300万円を追加し、総額を52億8,314万円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、補助事業採択に係るもの、緊急を要するもの及び事業確定に伴うもの等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、番号制度対応ネットワーク環境構築及び、ふるさと納税に係る経費を。

農林業費では、農業振興施設整備事業補助金、上名寄集住化住宅等整備事業、新規就農支援事業、誘致企業と連携した新たな木材加工事業、害虫被害木処理事業に係る経費をそれぞれ計上しております。

商工労働費では、快適住まいづくり促進事業補助金。

土木費では、道路河川整備事業、まちおこしセンター整備事業に係る経費を計上しております。

以上、補正予算の概要を申し上げましたが、これらの財源として、町税、地方交付税、負担金、国・道支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債を充当しております。

なお、平成27年度の普通交付税の額がこのほど決定しましたので、その内容を御報告申し上げます。

今年度の交付決定額は、25億2,219万6,000円で、前年度対比マイナス1.0%、2,617万8,000円の減となりました。

当初予算で計上しておりました24億6,000万円に対し、6,219万6,000円の増となりましたことから、今回増額計上をしているところであります。

第2条の継続費につきましては、まちおこしセンター建設事業の平成27年度を初年度とする2か年計画の継続事業として、総額4億8,740万円とし、年割額をそれぞれ設定させていただくものでございます。

第3条の地方債補正につきましては、補助事業の採択、額の確定等に伴う変更及び追加となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 一つ、文言を聞きたいんですけど、この誘致企業と連携した新

たな木材加工事業というのは、どのようなものですか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） 御質問の誘致企業と連携した新たな木材加工事業ということで、これは昨年…一昨年になりますか…すみませんちょっと時期を失念しましたが、王子ホールディングスさんと協定を結んでおりまして、その関連もありますけども、王子ホールディングスさんの研究を進めようという、木材加工事業に関する施設事業でございます。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 前半は分かりました。木材加工事業ですから、どのような事業ですか。

○議長（木下一己君） 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長（三条幹男君） トドマツがこれから資源が充実をしてきますが、王子ホールディングスさんの方で、トドマツの…加工はいろいろあるんですけども…無垢材ですね、無垢材で乾燥させてですね、そしてそのトドマツを利用していくという事業でございます。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 加工して…何を作るんですか。

○議長（木下一己君） これは付託議案ですから…。

○3 番（斉藤好信君） そうですか…分かりました…じゃあ後で。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 12 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（木下一己君） 日程第 19 議案第 13 号「平成 27 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 13 号 平成 27 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度下川町下水道事業特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 200 万円を追加し、総額を 2 億 2,608 万円とするほか、地方債の変更を行うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、浄化センター中央監視装置の改修に伴う工事請負費を増額し、この財源として国庫支出金及び町債を充当しております。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましては、浄化センター中央監視装置改修工事の増額に伴い、公共下水道事業債を増額するものでございます。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 浄化センターの中央監視装置…これを改修するということなんですけども、この中央監視装置、どのような構造のものをどのように改修するのか御説明お願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 浄化センター中央監視装置改修につきましては、浄化センター長寿命化計画の中で行うものでございます。これにつきましては、全機械の中枢と申しますか…そこをコントロールするものでございます。今回につきましては、現地に設置はせず、請け負った企業内でその製作をするというような中身でございます。

今回の増額 200 万円につきましては、当初、工事請負費でもっていたものでございますけども、100 万以上の工場製作については、製作する年度に実勢取引成果額を調査するというかたちになっておりまして、再調査した結果、5,560 万円の当初予算でございましたけども、5,760 万というかたちの調査結果となりましたので 200 万の増額をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 20 議案第 14 号「平成 27 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 14 号 平成 27 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度簡易水道事業特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 800 万円を追加し、総額を 9,664 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、下川浄水場取水施設の改修に伴う工事請負費を計上し、この財源として繰入金を充当しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 改修等工事でございますが、どのような改修等工事でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（杉之下正樹君） 昨年 8 月に発生した大雨によって、下川浄水場の取水施設…サンル川から取水しておりますけども、そこが詰まりまして、断水の要因になったわけでございます。そのようなことがなくなるようなかたちの改修でございます。

内容といたしましては、現在、取水管の流入口に砂利を堆積し、砂利層を通過した原水を取水する仕組みとなっておりますが、砂利の間に土砂が流入することにより詰まりの要因となったことから、砂利は撤去し、流入した土砂を吸い上げる排泥ポンプを新設いたします。また、河川から流入してくる土砂を軽減するため、取水管の手前に新たに目の細かいスクリーンを整備するものでございます。以上でございます。

○議長（木下一己君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 21 議案第 15 号「平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 15 号 平成 27 年度下川町国民健康保険事業特別会計補

正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成 27 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 66 万円を追加し、総額を 6 億 1,450 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、額の確定により、療養給付費国庫負担金等の償還金を計上し、財源調整のため基金積立金を減額計上しております。

歳入につきましては、額の確定により、過年度分退職被保険者等療養給付費交付金を計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（木下一己君） 日程第 22 認定第 1 号「平成 26 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び日程第 23 認定第 2 号「平成 26 年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 認定第 1 号 平成 26 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び認定第 2 号 平成 26 年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 26 年度下川町一般会計、下川町下水道事業特別会計、下川町簡易水道事業特別会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、平成 26 年度下川町病院事業会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず一般会計につきましては、歳入額 63 億 3,995 万円、歳出額 61 億 2,824 万 4,000 円で、差引残額 2 億 1,170 万 6,000 円となりますが、繰越明許費繰越財源充当額 4,243 万円を控除し、8,470 万円を決算積立として積立していたしまして、残る 8,457 万 6,000 円を平成 27 年度に繰り越すものでございます。

下水道事業特別会計においては、歳入額 1 億 7,227 万円、歳出額 1 億 6,961 万 4,000 円で、差引残額 265 万 6,000 円を平成 27 年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計においては、歳入額 1 億 893 万 4,000 円、歳出額 1 億 249 万円で、差引残額 644 万 4,000 円となり、このうち 323 万円を決算積立とし、残る 321 万 4,000 円を平成 27 年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計においては、介護保険事業勘定で、歳入額 4 億 4,124 万 6,000 円、歳出額 4 億 2,650 万 3,000 円で、差引残額 1,474 万 3,000 円となりますが、このうち決算積立金として 30 万円を積立てし、残る 1,444 万 3,000 円を平成 27 年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額 3 億 2,100 万 5,000 円、歳出額 3 億 910 万円で、差引残額 1,190 万 5,000 円を平成 27 年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額 5 億 7,085 万 7,000 円、歳出額 5 億 4,606 万 7,000 円で、差引残額 2,479 万円となり、このうち 1,300 万円を決算積立とし、残る 1,179 万 1,000 円を平成 27 年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額 6,290 万 9,000 円、歳出額 6,213 万 9,000 円で、差引残額 77 万円を平成 27 年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額 6 億 3,812 万 5,000 円、支出額 6 億 7,852 万 2,000 円で、差引き 4,039 万 7,000 円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額 1,995 万 6,000 円、支出額で 2,851 万 9,000 円、差引き 856 万 3,000 円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、別途配付いたしました決算書により、認定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由といたします。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号及び認定第2号については、決算認定特別委員会を設置して付託審査にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、決算認定特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、「決算認定特別委員会委員の選任」を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、

1番 近藤八郎 議員。

3番 斉藤好信 議員。

4番 奈須憲一郎 議員。

5番 大西 功 議員。

6番 蓑谷春之 議員。

7番 春日隆司 議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。

したがって、ただ今、指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、暫時休憩いたします。

○事務局長(下村弘之君) お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室にお集まり願います。

休憩 午後 5時16分

再開 午後 5時20分

○議長(木下一己君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。

委員長には、4 番 奈須憲一郎 議員。
副委員長には、3 番 斉藤好信 議員。
以上のとおり、決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第 24 同意第 1 号「下川町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 同意第 1 号 下川町固定資産評価員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、「地方税法」第 404 条第 2 項の規定に基づき、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、価格の決定を補助するため、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、議会の同意を得て固定資産評価員を選任するものであります。

評価員につきましては、従来より副町長を充ててまいりましたが、高橋 裕明 氏の退任に伴い、後任として武田 浩喜 氏を固定資産評価員に選任いたしたく、提案するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第25 同意第2号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 同意第2号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の^{こにし たかひろ}小西 貴弘氏が本年9月30日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

小西氏は、平成23年10月から、教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることから、教育委員として適任であり再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木下一己君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（木下一己君） 討論なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（木下一己君） 起立多数です。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木下一己君） 日程第26 報告第1号「平成26年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 報告第1号 平成26年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成26年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、早期に健全化を促すための法律でございまして、「健全化判断比率」である4つの指標と公営企業ごとの「資金不足比率」の財政指標を算定することとなっております。

8月25日に監査委員に各比率について審査をいただき、別紙のとおり良好な状態であると御意見をいただいております。

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す「実質赤字比率」では、早期健全化基準15%以上に対し、「赤字がない」という結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連結してどれくらい赤字があったかを表す「連結実質赤字比率」についても、早期健全化基準20%以上に対し、「赤字の会計がなく」、いずれも数値が表示されない結果でございます。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す「実質公債費比率」は、早期健全化基準の25%以上に対し、昨年度から1.6%減の「5.0%」となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらい持っているかを表す「将来負担比率」では、早期健全化基準350%以上に対し、「2.1%」となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す「資金不足比率」は、経営健全化基準20%以上に対して、下水道事業特別会計が「-5.5%」、簡易水道事業特別会計が「-8.3%」、病院事業会計「-13.7%」となっており、いずれも数値が表示されない結果でございます。

なお、各比率の数値については、算定結果がマイナスの場合、数値が表示されないこととなっております。

このように、健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債

費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が基準以下であり、本町の財政状況は、健全な状態であることを御報告申し上げます。

なお、今後におきましても、引き続き健全な財政運営を堅持してまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。報告といたします。以上です。

○議長（木下一己君） 以上で、報告第1号を終わります。

○議長（木下一己君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、9月18日、午後3時まで休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、9月18日、午後3時まで休会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

午後5時29分 散会